

INTERJURIST

日本国際法律家協会

Email jalisa@nifty.com

No.176

〒160-0007 東京都新宿区荒木町20-4-906 Tel 03-3225-1020 Fax 03-3225-1025

2013年4月1日発行

■特集：米軍基地撤去20年・原発を止めた国 フィリピンの今

米軍基地撤去20周年記念集会 基調講演

国際法律家協会から挨拶

その他の報告

非核パターン運動

スモークーマウンテン近くのスラム街訪問

ツアーの感想：We Have "Right to Peace"!! を掲げて

ローランド・シンブラン 1

川津 聡 7

8

10

11

大矢 勝 12

□ IADLの動向と課題

新倉 修 34

□ 給費制廃止問題～

「日本の司法界」を超えて

野口 景子 35

□ 事務局長就任の挨拶

宮坂 浩 37

□ カンパのお礼

大熊 政一 37

□ JALISA活動日誌 編集後記

38

■第35回定期総会の報告

①定期総会 全体の報告

宮坂 浩 15

②総会発言「平和への権利」宣言（案）を広く国民の中へ

福地 春喜 17

③総会メッセージ

小林 政治 18

③総会への感想

大矢 勝 18

■国連人権理事会「平和への権利」

作業部会の第1会期にあたって

笹本 潤 20

・資料① 作業部会第1会期に提出されたNGO共同提案 21

・資料② 諮問委員会の平和への権利宣言案について

のIADL声明 28

・資料③ 草案第3条（軍縮）に関する作業部会

におけるアメリカの口頭発言 30

「平和への権利」英文500ページの本の紹介

塩川 頼男 31



稼働させなかったパターン原発の前で フィリピン

INTERJURIST

CONTENTS

No.176 Apr 1, 2013

Cover photo: At the Bataan Nuclear Power Plant, of which people stopped operation (Philippines)

■Tour to Philippines: NO BASES @20, No nuclear country

Celebrating 20 years of No Bases	Keynote address	Roland G. Simbulan	1
	Solidarity Message by JALISA	Satoshi Kawazu	7
	Other Messages		8
Nuclear-Free Bataan Movement			10
Visit to the slums close to the Smoky Mountain			11
We Have "Right to Peace"!! in the Philippines		Masaru Oya	12

■Report of the 35th annual general assembly of JALISA

①General Report	Hiroshi Miyasaka	15
② "The right to peace" for the Japanese public	Haruki Fukuchi	17
③Message from Masaji Kobayashi		18
④Report of the general assembly	Masaru Oya	18

■ "The right to peace" in the Human Rights Council

Report from 1st session of the Intergovernmental Working Group	Jun Sasamoto	20
Resource 1: Joint NGO statement submitted to the 1st session of the Working Group		21
Resource 2: IADL Comments on the Advisory Committee's Draft Declaration on the Right to Peace		28
Resource 3: Oral statement of the US in the Working Group regarding disarmament		30
Introduction of the book in English about development of the right to peace	Yorio Shiokawa	31

□Report of IADL	Osamu Niikura	34
□Inauguration address of the secretary general	Hiroshi Miyasaka	37
□Thank you for your donation	Masakazu Okuma	37
□JALISA Diary and editorial note		38

特集：米軍基地撤去20年・原発を止めた国 フィリピンの今

2012年11月7日から11日まで、国際法律家協会主催で、フィリピンツアーを行いました。日本平和委員会や日本AALAと一緒に、米軍基地撤去20周年記念集会や市民の手で稼働を阻止した原発を見学しました。また、日本国際法律家協会独自企画として、マニラのスラム街にいき、子どもたちと交流をしてきました。米軍基地撤去から20年のフィリピンはどうなっているのか。原発はなぜ止められたのか。非常に興味深いツアーになりました。

フィリピンの今：米軍基地撤去20周年記念集会（スービックにて）

NO BASES@20

Celebrating 20 Years of NO BASES : REFLECTIONS, TASKS, CHALLENGES:

A Gathering for Peace & Solidarity: No Nukes, No, Bases, No War in Asia Pacific

November 8, 2012 Subic Free Port, Olongapo, Zambales, Philippines

基調講演

ローランド・G・シンブラン

フィリピン大学教授

非核フィリピン連合 (NFPC) 全国議長

「フィリピン民衆対米軍駐留」著者

私は、この記念すべき会議に参加されたみなさんと、ゲストの方々に対し、心からの連帯のあいさつを送ります。また、この貴重な機会を設けていただいたオルガナイザーのみなさんに、感謝申し上げます。

20年以上前、つまり1992年以前になりますが、スービックはアメリカ本国以外における、アメリカの最大の海軍基地でした。今日私たちがここで開催しているような会議、いまここにある光景は、当時は考えられないことでした。そういう意味では、スービックおよびスービック湾は、アメリカ海軍と、西太平洋に展開するアメリカ第7艦隊にとって、飛び地といえる自国の領土でした。フィリピンをはじめ、アメリカ以外の国の商用船および民間船舶は、アメリカ海軍の許可がなければ、スービック湾に入ることさえできませんでした。

こんなことは考えられないことです。いま、まさに私たちが立っている、ここスービックは、アメリカ海軍を除くフィリ

ピン人その他の人びとにとって、立ち入り禁止区域だったのです。当時、この基地の大部分は、いわゆる「休憩・レクリエーション」エリアを含め、アメリカ軍の独占使用になっていました。

いまでは、この元アメリカ海軍基地の大半が、商業センターとなり、高級ホテルを備えたリゾート地となりました。その様子は、湾をとりまく地域からはっきりと見て取ることができます。遠く、元基地の防衛境界線の外から眺めると、大きなオレンジの木や、白い鶴、スービック港湾当局 (SBMA) の乾ドックを見ることができます。ドックは、世界中から訪れる商用船舶が、積み荷やコンテナトラックを降ろしたり、修理を受けたりするのに役立っています。

今年、正確には2012年11月24日、フィリピンからの全米軍基地の撤退の完了という歴史的な日から20周年を迎えます。撤退の完了は、フィリピン上院が、米比軍事基地条約の失効後、新たな基地条約を結ばないことを決めてから1年後のことでした。このことは、本当に歴史的な偉業の達成でした。なぜならそれは、1901年以来、フィリピンの土地に存在し続けてきた、アメリカの海外における最大の海軍・空軍基地の閉鎖・解体を意味していたからです。最初に米軍基地が建設されたのは、米比戦争中、米軍が初めてわが国に侵入し、占領したときのことでした。それは、フィリピンが、その前の支配者であるスペインから独立を勝ち取ったわずか1年後のことでした。

1991年9月16日、フィリピン上院が、新しく提案された軍事基地条約を拒否したとき、アメリカはまだ、疑いもなく世界最大の経済・軍事大国でした。フィリピンの愛国者たちは、その日を歴史上重要な日と考えています。なぜならそれは、470年の長きにわたる、フィリピンの地における外国軍事基地と外国軍隊の存在—スペインによる植民地時代に始まり、アメリカ植民地時代に引き継がれ、1946年のフィリピン独立後も永久に続くかに見えた—その存在の終わりを意味していたからです。いまだに自国内に外国軍事基地と外国軍隊を抱える国々—日本、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、グアムなど—の多くの国民が、私たちの経験から学び、それを再現したいと考えていることは、フィリピン人にとって、たいへん誇り高いことです。

基地を撤去し、その土地を平和的な商業用地に変えるうえで、フィリピンにおける私たちのたたかいで得られた豊かな教訓を共有することは、世界の他地域における闘争、とりわけ沖縄と日本、韓国、アジア太平洋のその他の国々のたたかいに貢献することができます。私はとくに、沖縄について言及しなければなりません。沖縄は、日本のなかで、アメリカ軍とその施設がもっとも集中している地域であるだけでなく、ペンタゴンの最高の干渉部隊である海兵隊が、アメリカ本国以外で唯一配備されているところです。米軍基地がフィリピンからなくなった後も、沖縄のアメリカ第3海兵遠征軍は、フィリピンで定期的な軍事演習をおこなっています。実際、彼らは、フィリピン軍とともに、「反乱」を抑圧するための訓練に積極的に関与しているのです。

フィリピンの愛国者をはじめ、真の民族自決を主張する人たちは、長らく一般に、外国の基地の存在を、独立に反するものとみなしてきました。それらは、継続する植民地主義と、「独立」の茶番劇の、もっともわかりやすい物理的象徴でした。

1946年の偽のフィリピン独立の直後、1947年に結ばれた米比軍事基地条約にもとづいて、25万ヘクタールもの肥沃な土地—農業および鉱物資源の可能性を秘めた重要な土地—が、13県にまたがる23の基地として、米軍の排他的かつ絶対的な支配下におかれました。1947年に締結された最初の条約は、99年間にわたり、無料で米軍の土地使用を認めていました。その後の交渉で、条約の期限は1991年までに短縮されました。それはまるで、これらの土地が開拓され、私たちの主権の及ぶ範囲から切り離されたかのようであり、フィリピンの独立をみせかけのものとしていました。

20年以上前、フィリピン議会の内外で繰り広げられた、フィリピンにおける米軍基地の将来についての議論は、経済および安全保障問題に焦点をあてていました。今日そのことを振り返ることは、有意義なことでしょう。

経済問題

20年前に、米軍基地とその施設がフィリピンから撤退したとき、人びとの中には、フィリピンの経済的荒廃と破たん、安全保障上の恐怖の到来を予想した人もいました。私は、当時のアメリカ大使、ニコラス・ブラット氏の脅迫めいた言葉を思い出します。彼は、米軍基地についての議論が沸騰していたとき、こう言いました。「もし米軍基地が撤去されたら、外国からの投資は干上がり、フィリピン経済は崩壊するだろう」と。

それにかわり、かつて米軍基地だった地域は今日、我が国の経済成長の要となっています。これが「平和の配当」です。韓国のハンジン重工など、米軍基地跡地への企業誘致によって、米軍基地跡地は今や中央ルソン州において急速に雇用を増加させている地域となっています。今日、米軍基地跡地ではベトナム戦争のピーク時のほぼ4倍以上のフィリピン人労働者が雇用され、170～200億ペソ以上の歳入をもたらしていると言われています。

米軍基地跡地の転換に関する私たちの経験は壮大な物語です。それに関する私の著作は日本語に翻訳され、日本でも出版されています。基地賛成派が語っていた基地がなくなった場合の最悪の筋書きは、すべて間違いであり、誤りだったことがはっきりしました。基地が去ったあとには生活が残ったのです。沖縄や日本、韓国やその他の国から、たくさんの人がこの20年間にフィリピンを訪れました。それらの人々はフィリピン国民が米軍基地の土地を取戻し、そこを公園やリゾート施設、空港や民間港湾施設などの商業目的のための土地に転換し、ベトナム戦争の当時、フィリピンで活動していた米軍による雇用の最高人数の4倍以上の雇用を生み出してきたことを称賛しています。

オロンガボ市を牛耳っていた(今でもそうですが)時、かたくなに米軍基地の存続を主張していたゴードン一族が真っ先に「外国軍基地の跡地利用においてもっとも成功したとまでは言わないが、フィリピンはもっともすぐれた基地跡地転換の経験を持っている」と認めたのです。前オロンガボ市長でありSBMA(スービック港首都圏公社)の役員であったリチャード・ゴードン氏が1996年に全国紙とのインタビューで述べたのです。フィデル・ラモス大統領の在任中にスービックがAPEC首脳会議の開催地に選ばれるなど、かつての米軍基地は実際、フィリピン経済復興の象徴となっています。

安全保障問題

安全保障問題に関していうと、フィリピンによる西太平洋のこの地域における米軍基地撤去によって、われわれは実際のところ、世界のこの地域における冷戦の終結に貢献しました。というのも、米軍基地はアジア太平洋における冷戦のもっとも顕著な遺物でしたし、米国防省の朝鮮半島でのけんか腰の武力外交や、ベトナム侵略の足掛かりあり、またイランやイラクなど中東諸国の侵略や武力外交をすすめる足掛かりだったからです。

「平和の配当」に伴う決断とは、すなわち基地を撤去したあと、私たちは今やすべての近隣諸国とより良い関係を確保できるということでした。また、武力侵攻に引きずり込んだり、第2次大戦中、米軍基地があったことによって日本軍の攻撃目標になったと同じ目に合わせるかもしれない大国の駐留によって人質にされることもないということでした。米軍基地のないフィリピンはまた、自国軍の近代化と国益と主権を守るための多国間外交努力という点で、対外的防衛能力を強化することもできるにちがいありません。シンガポール、ブルネイ、ベトナムそれにミャンマーのように我が国より小さな近隣諸国と同じように、特に、中国などが南沙諸島やスカーボロ礁の領

有を主張したり、侵攻したりすることへの対処において、これは、真の独立国家として当然のことです。我が国はまた、ほとんど恒常的に秘密作戦を行う米軍特殊作戦部隊に頼ることなく、国内の武力紛争やアブサヤフなど平和と秩序を脅かすものに対処する方法についても学ばねばなりません。我々はこの部隊を、訪問米軍地位協定の名の下にミンダナオに受け入れてしまいました。

基地問題の成果におけるピナツボ山の役割はなんだったのでしょうか?信じる、信じないにかかわらず、あたかも神の御業であったかのように、600年の間休火山だったピナツボ山が1991年6月12日に噴火しました。その日は、まさにフィリピンがスペインからの独立を勝ち取った日でした。実は、ピナツボ山という要因は、基地反対の上院議員らが基地の即時閉鎖に反対することをより困難にしました。認識されていた困難とピナツボがもたらした中央ルソンにおける混乱によって、基地反対派議員は19人から12人に減りました。とはいっても12人というのは、提案された新基地協定を拒否するには十分な人数でした。

ペンタゴンの前進基地への野望

ピナツボ山の噴火前のわずか3時間で、クラーク空軍基地は一時的に閉鎖されました(ペンタゴンはクラーク基地の撤去には少なくとも10年にかかるだろうと交渉で主張していました)。しかし、米国防総省は、フィリピン国内に何としても前進基地を維持しかったのです。1991年を過ぎても、彼らは14,698ヘクタールの土地を維持しようしました。それらは、バギオ市のクラーク空軍基地、スービック海軍基地、キャンプ・ジョン・ヘイ、タリアク市のオドネル通信施設、ラウニオン州のボロ・ポイントにあるウォレス空軍基地、サンミゲル通信基地とカパス海軍通信施設です。しかし、どんなに政治的経済的圧力を受けようと、現在「偉大なる12人」と呼ばれる12人の上院議員らは彼らの意思を曲げることはありませんでした。この決意に先立って、上院は米軍基地と核兵器に反対する7本の決議を可決していました。19人の議員は、一様にこれらの決議に署名しました。この点で、私たちは、当時大統領にふさわしいと言われたアキノ・ピメンテル上院議員と、特に、ホビト・サロンガ上院議長を称賛すべきです。この両名は、アジア太平洋地域におけるアメリカの戦略上の利益に反対するという歴史的立場から大統領になるという計画をあきらめたのです。サロンガ氏が所属する自由党にとって、米ーフィリピン軍事基地協定に1947年に署名した故マニユエル・ロハス大統領の与党だったために、米国よりの政党であるという汚名をすすぐ絶好の機会でした。

上院によるリーダーシップ

9月16日に基地閉鎖を決定した時、上院議会は1987年制定の憲法に基づきフィリピンの自主外交政策の策定に向けて指導的役割を発揮しました。上院議会は、この決定は的確で憲法に合致するものであり、いつれ国民はこの決定の正当性を理解するだろうとしました。基地撤去のために上院議会が投票を行うことは、「わが国は独立した外交政策を追求する…他国との関係における最優先の検討課題は、国家主権、領土保全、国益、民族自決権である」等の国策に合致していました。フィリピンにはまた「国益に沿って、その領土内に核兵器を置かない政策を採用し、追求する」という新たな憲法条項がありました。この条項は、わが国も締結した「宇宙、月、他の惑星」も含めた他地域への「核兵器と外国軍事基地の配備」に反対する国連の7つの条約とも一致しています。

基地撤去後の課題

米軍基地のプレゼンスによって増大した売春行為のレベルは基地撤去後に減少しましたが、売春や子どもの権利の侵害は根絶されていません。基地経済と一体化していた国の経済は引き続き、フィリピン国民の65%が貧困ラインを下回る生活をしているという不公平な富の配分を特徴としているからです。1999年制定の訪問米軍の地位に関する米比協定と2001年の相互援助協定によって、米軍部隊はフィリピンに戻り、貧困状

態の女性と子どもたちを搾取し悪用しています。この状況から私たちが学ぶべきことは、政治的独立は、経済主権によって維持され強化されなければならないということです。

基地の跡地を、農業改革の対象地、またはアエタ族の先祖伝来の土地として認知すべきとの農民や先住民たちの主張は未だ認められていません。基地の跡地は、政府の農地改革からあからさまに外され、地元の富者と外国投資家だけが肥沃な基地跡地の開発に投資しています。土地を持たないフィリピン農民が農業のために基地跡地を使用することは許されず、跡地は未だ、兵器の代わりに鋤の刃が使われる場所となっはけません。

フィリピンの基地跡地転換の経験を学びに来られる日本と韓国の研究者や活動家の皆さんにいつもお話したいと思っています。フィリピンでは当初、基地を抱える地元地域が基地転換に参加できるとされていましたが、後になって国家経済を支配するエリートによる意思決定に応じるものとされていきました。つまり、人々の基地転換戦略とエリート達による国会経済戦略・システムとの間には、絶え間ない対立があるということです。基地跡地が営利事業地域として成長する可能性は、新自由経済システム下での可能性を示しています。クラーク基地とスービック基地の軍事施設や弾薬庫は、工場、商業オフィス、娯楽・スポーツ施設、フィリピン大学の分校、アテネオ大学や他の学校に変わりました。ズービックサファリなどの動物園、民間航空、飼鳥園、多くのホテルやレストランもあります。基地撤去を勝ち取った私たちの功績を称賛してくださる日本と韓国の友人の皆さんにお伝えしたい教訓は、米軍基地撤去後には生活があるということです。しかし私たちは、この功績をどうやってフィリピン国民や貧しい人々のための経済転換や国民の発展につなげるかという課題を引き続き抱えています。

スービック米軍司令官の指令本部だった建物は現在、スービック湾都市開発庁 (SBMA) の企業オフィスとなっています。SBMAは、米海軍基地を商業港と経済特別区に変換する事業を推進するため政府によって設立されました。私が見た中でも最も大きなフィリピン国旗が、SBMA企業オフィスの前にある旗竿の上で誇らしげにはためています。そしてこの旗竿の真下に、1991年9月16日を実現させた英雄である上院議員12を記念する掌紋と名前があります。しかし実際に9月16日の再生を実現させたのは、多くの勇者や殉教者による確固たる犠牲を払いながら長いたたかいを続けてきたフィリピン人民でした。上院による行動は、1987年制定のフィリピン国憲法にはっきり明記された願いを再確認したものでした。

現在私はスービックを歩く時、その場所がかつて米兵とその家族の下で働いていたフィリピン人のウェイターや使用人だけが出入りできる排他的地域だった時代がどのようなものだったのかと考えをめぐらせます。そしてこのフィリピンの独立といういましい茶番が20年前に終結したことを嬉しく思います。

たたかいのつながり

機密解除された米国の安全保障関連文書によると、フィリピンの巨大な米軍基地には特に冷戦時代、沖縄や日本のように核兵器が持ち込まれていました。戦争や干渉主義戦争は私たちの願いに反しますから、このような武器の配備や軍事行為は秘密にされなければなりません。世界で唯一核攻撃を受けた日本でさえそうです。これは、戦争を否定する日本国憲法に反しています。

冷戦の公式な終結から20年以上経過した今も、ペンタゴンはアジア太平洋地域に展開するために沖縄と日本本土に巨大な軍事基地を維持しています。この米軍基地と米兵は、米国による朝鮮・ベトナムへの介入戦争と、中東への軍事介入において不可欠の援助を提供しました。

1991年9月16日、フィリピン人民の支持を得た上院議会は、米国の圧力とロビー活動を勇気をもって拒否

し、最大規模の米空軍基地と米海軍基地を使用期限の1991年以降も維持するという新条約を拒否し終結させることを決定しました。これは核兵器を禁じた1987年憲法の非核条項と、非核地帯である国内の半数以上の地区と自治体によって導かれたものです。これは、フィリピンの外交・安全保障政策を弱体化させ、フィリピン人民を人質にとり、長い間フィリピンをアジアと世界の他地域に対するアメリカの介入戦争の出発地としてきた外国軍事基地に対する私たち国民の長期的なたたかひの圧倒的な勝利でした。フィリピンからの米軍基地の撤去は、西太平洋地域における米国帝国主義の大敗を意味するものでした。

近代帝国主義

私はいつも言っているのですが、アメリカの二大政党のどちらが選挙に勝っても、つまり民主党でも共和党でも軍需を追及し他国へ介入する政策に変わりはないのです。アメリカ大企業を代表して、ブッシュとブッシュジュニア、そしてクリントンが推進しペンタゴンが施行してきた政策です。合衆国大統領は、ウォール街(財界)・ワシントン(政府)・ペンタゴン(国防総省)から成る帝国主義と介入主義、そして近代帝国を維持し続けようとするのです。

どうか間違いないように、アメリカは今でも支配的で攻撃的な世界の帝国主義列強国です。その支配的で攻撃的な力は、海洋も宇宙も関係なく、世界経済から政治・軍事までありとあらゆる分野で示されているとおりです。帝国主義アメリカは、地球や海洋や宇宙までも世界中にアメリカが持っている軍事司令部へと分割しました。その最たるものは、太平洋司令部です。

米経済が相対的に停滞しEU内の主要同盟国が相次いで経済危機に陥るなか、ワシントン(政府)・ウォール街(財界)・ペンタゴン(国防省)は、アジア太平洋はじめ、アフリカ・ヨーロッパ・その他の地域においても自らの影響力を行使しようと躍起になっています。わたしたちがアメリカ独占資本主義について研究しつづけているのは、つまり、世界の政治経済を理解することと関連性があるからなのです。具体的には、米帝による支配は、アジア太平洋地域の基地ノー! 核兵器ノー! の意志にたいする戦略上の脅威だと言えます。

アメリカの覇権的経済戦略は、陰にも陽にも、他国への軍事介入を伴います。無人偵察機による爆撃、米特殊部隊シールズ(海軍)と特殊作戦部隊(陸軍)による秘密作戦、そして一方的な軍事行動などがそうです。米帝支配は、グローバル化というお題目や反動主義的な主張によってまき散らされたウソをむき出しにしています。資本と商品をめぐる国際的な動きにおける主体は、多国籍企業と銀行です。多国籍企業は、その活動を世界規模で行ってはいますが、帝国主義国家に拠点を置いています。さらに重大なのは、それら企業と拠点を置いている帝国主義国と軍事産業が三位一体となって、台頭しようとする国や第三世界を陥れて相互利益を追求していることです。多国籍企業は、利潤・金利・使用料など彼らが得たものは本国へ送金し、それらを積み上げています。

アメリカの飽くなき世界経済支配への追及は、世界の警察官という役割をも追及することを要します。ここ最近あちこちで見られる一連の軍事行動で、それが良く示されていると思います。世界に散らばる自身の軍事基地と軍事施設そして核の力を利用して軍事行動を展開することは、つまりは、遠くはなれたアメリカ帝国全土に覇権を押し付ける原動力になっているのです。その顕著な例は、イラクやアフガニスタンへの空爆と侵略、パキスタン・南フィリピンへの軍事介入でしょう。ヨーロッパでも、アメリカによる政・軍一体の覇権主義が横行しています。NATOという機構を媒体にして影響力を行使しているのです。NATOという組織は、アメリカの軍事力を投影して拡大してきました。リビアなど北アフリカ諸国では、特にアメリカの指揮下で活動しています。

米世界支配の再構築と侵略的な軍事姿勢は、米国防省が2012年1月に発表した新防衛戦略指針で示されているものです。21世紀におけるアメリカの介入主義的戦略の概要を述べています。そこで強調されている

のは、アジア太平洋地域におけるアメリカ大艦隊と軍事力の発展です。中国を包囲し中国の主要な防衛施設を視野にしているようです。

このような状況と背景において、わたしたちの反基地・反核兵器の闘いに求められているのは、アジア太平洋地域で、いかにアメリカ帝国主義が振る舞っているか、その特徴と影響またどんな結果をもたらしているかということを探っていくことです。そうすることによって、人々の意識を呼び起こし、ついには彼らとともに社会を変えることにつながっていくのです。

アメリカの軍時支配を封じ込めるため、沖縄のみなさん、本土のみなさん、わたしたちフィリピン人も、そしてアメリカ人も、さらに大きく闘いを発展させ互いに連帯を強めていかなければなりません。

この戦いが実を結んではじめて、アメリカ政府は、軍事や大企業にお金を使うのではなく、医療・教育・住宅・99%の生活向上のために税金を使うのです。

この戦いと連帯が実を結んではじめて、沖縄と日本は米軍基地から解放されるのです。米軍の存在は、アジア太平洋と中東でアメリカの多国籍企業による活動を容易にするために、日本の政治や日本人の特に沖縄県民の生活に耐えがたい分断をもたらしています。アメリカの介入戦争に屈辱的に巻き込むために不法占拠を続けているのです。

こんなことはいつまでも続きません。わたしは人々のそして彼らの力を信じています。

国際法律家協会から挨拶

弁護士 川津 聡

皆さん、こんにちは。
基地が撤去されれば全てが解決するわけではないことを、今日も学んだばかりですが、撤去がまだ実現できていない国の人間としてやはりこのように申し上げたいと思います。スービック基地撤去20周年、おめでとうございます。国際法律家協会より、連帯を表明致したいと思います。
私の名前は川津聡と申します。日本の真ん中にある名古屋という都市で弁護士をしております。

先日、日本の進歩的、民主的な弁護士らの団体である自由法曹団という団体の企画で、私は生まれて初めて沖縄に行きました。ご存知かと思いますが、日本は南北に長く、沖縄と名古屋は距離が遠い上、海を隔てていますので、私はこれまでなかなか出かける機会がありませんでした。
初めて行った沖縄は、想像よりも遙かに厳しい現実を経た、そして、今もそのただ中にある場所でした。
私は第2次世界大戦が終わって26年目に生まれました。ですから、米軍基地があり、日本の民族としての主権や、日本に暮らす個々人の人権が侵害されているという問題は、私にとって戦争の被害と、とりあえずは切り離して考えることができる問題でした。
しかし、沖縄では、それは連続している問題でした。

たとえば、沖縄には、数多くの、広大な米軍基地があります。ある自治体においては、面積の八割を基地の敷地が占有している有様です。これらの米軍基地の多くは、戦後、米軍が強制的に住民を立ち退かせて作ったものですが、そのうちの1割以上は、第2次大戦のころに日本軍が使用していた基地を流用したものだそうです。また、沖縄の米軍基地の過半数は、終戦後5年以内に作られています。

これらの事実から、沖縄に暮らす人々にとって、旧日本軍と彼らが引き連れてきた戦災は、米軍と彼らが引き連れてきた事故や犯罪と、時間的にも地理的にも連続しており、人権や生活に対する重大な脅威である点で、等しい存在でした。

人々が日常生活を送る家や田畑の隣に、その中で多くの日本軍兵士が亡くなった壕があり、空を見れば、米空軍の戦闘ヘリが、住宅や学校が建ち並ぶ上、私の頭上を旋回していました。そのヘリが2004年に実際に墜落して焼けた樹木を、私は実際に見ました。墜落した当日、事故現場で取材を行う新聞記者に対して、米兵は銃を向けたと、その記者は語りました。

今年に入って国政上の大問題になっていることに、沖縄の米軍基地の一つである普天間飛行場への、ヘリコプター、オスプレイの配備があります。ご存知かと思いますが、オスプレイは、米本国でも墜落の危険性が指摘され、配備の是非について議論がある機種です。実際に住宅や学校の上をヘリが飛ぶ様子と、ヘリが7年前に墜落した跡とを同時に見た者として、私は、もはやオスプレイ配備に反対することに何の躊躇もありません。配備を許せば、仮に戦争が起きないとしても、墜落事故で人が死ぬでしょう。
そして、オスプレイ配備に沖縄と国が揺れる10月16日には、米兵による強姦事件が発生しました。さらに、この強姦事件によって在日米軍に対し夜間外出禁止令が出されたにもかかわらず、11月2日には、米兵が沖縄の民家に侵入する事件が発生しました。これらの米兵による無法ぶりを見ると、まるで沖縄は戦時下にあるようです。

このように、沖縄での基地問題は、過去の話でも仮定の話でもなく、戦前から連続と続いて、今まさに沖縄に暮らす人々が直面している切実な問題です。
沖縄から基地をなくすことは、これらの問題の抜本的解決であることは明らかです。
その点で、すでに米軍基地を撤去した経験を有するフィリピンからは、多くのことを学べるはずであり、学びたいと思っています。
日本とフィリピンの間には、多くの問題があることを私も弁護士としての経験から十分に承知していますが、同じ問題に苦しみ、また、取り組む国の民として、今後ともに歩むことを望んでいます。

米軍基地撤去20周年記念集会 その他の報告

記録 高部 優子

【当局によるスービックの現状】

米軍基地の跡地である経済区の半分以上は未開発のままです。環境を残すように、むやみな開発は法律で認められていないからです。12の港湾施設があり、そのうち観光施設に開発され、水族館のようなものやホテルなどができているところもあります。観光客は年間200万人。埋め立てて貨物の取り扱い港も建設しました。アジアで最大の造船場もあり、天然ガスの大きなターミナルを計画もすすめられています。

【パネルディスカッション】 【ALMA BULAWAN 2012年松井やより賞受賞者】

女性支援団体、メトロスービックネットワークのメンバーです。米軍基地は撤去されましたが、現在でも、先住民、貧困層、アメラジアン問題などがあります。さきほど開発庁の担当者がスービック湾の経済状況の説明があつて、環境に配慮しているという話がありましたが、米軍基地撤去後の有毒性物質問題も残っています。

【VIRGILIO RODRIGO 韓国企業ハンジンの労働者】



ハンジンは韓国企業で、アジア最大の造船場です。2万1千人の労働者がいますが、手袋などマテリアルが供給されていません。そのことにより怪我をしたり32人が死亡しています。ブロックが落ちてきて亡くなった人もいます。食事也十分でなく、うじがわいているような、腐った食事が出されることもあります。入社するときに契約を結びますが、労働者が契約書を見ることがありません。会社同士が契約するだけなので、話と違うということがたくさんあります。労働者は過酷な状況で、ハラスメントや暴

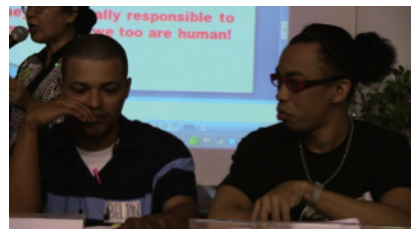
力的な対応もあります。組合つぶしも厳しく、労働条件を改善しようと動きがあると会社からつぶされます。労働組合として認めてもらう、きちんとした食事を提供する、労働条件の改善、労働者への抑圧やハラスメントをやめるように要求しようとしたら、6人が解雇されました。みなさん、ぜひハンジンで働く労働者をサポートしてください。このことを知らせたり、カンパや連帯のメッセージなどを下さったら嬉しいです。

【UNITED PHIL.AMERASIANS KA EFREN DIAGO】

アメラジアンに対して、仕事が見つからないなど差別があります。髪の毛が縮れていたり、見た目も違うので。父親に手紙を書くという活動をしています。父に会ったり、養育をお願いしたり、アメリカに行きたいのですが、なかなか難しいです。

【BELTON MOVEMENT of PHIL.ANERASUANS】

フィリピンには5万人のアメラジアンがいます。アメラジアンの子どもたちは、人種差別、階級による差別などに苦しんでいます。アメリカ政府は、私たちの父親が米兵であることを認めていません。普段、おこなっている活動は、アメラジアンの知識を高める、態度を改善するなどです。



【基地の有毒物質による健康被害を受けた女性】



15歳の時から、ごみの処分場で母とゴミ拾いをして、売れるものを売って生活費の足しにしていました。父も基地で働いていました。その後健康被害を自覚するようになりました。母は乳がんで亡くなりました。母が亡くなった2か月後に兄弟も亡くなりました。脳性マヒで、18歳で亡くなってしまったのです。その後16歳の弟も亡くなってしまいました。いま大変なのは、健康を害しているのをそれをチェックするのにお金がかかることです。

【WINEEFRED DULAY 元米軍基地労働者】

25年間米軍基地で、造船修理工として働いていました。普段はエンジンルームなどで働いていましたが、アスベストを建材として使っているということが後でわかりました。配管に使われていてカバーはされていましたが、労働者が時々改装をするということで、材質を取り外したり新しいものに変えたりしていました。1991年ピナツボ火山が噴火し米軍が撤退するときに、サンフランシスコから医師団がきて健康診断を受けました。医師からアスベストに関する治らない病気になっていて、タバコやガスなど吸わないようにと言われました。慰謝料は325ドル。健康障害は生活に影響を与えています。米軍基地のアスベスト被害者グループのうちすでに3分の1が亡くなってしまっています。

【MERCIE ANGELES 基地内の廃棄物処理場元労働者】

57歳。1980年から基地内の廃棄物処理場のリサイクリングエリアで働いていました。アルミの缶詰、金属、化学物質、ペイントの材料をリサイクルするために回収業務をしていました。グループに属して勉強するうちに、自分の扱っていた製品が有毒部室だとわかってきました。2011年8月にX線の検査をしたら、肺結核の陽性結果がでました。再検査では陰性でしたが、健康状態はいまだ戻っていません。

フィリピンの今：非核バターン運動 (NFBM: Nuclear-free Bataan Movement)

記録 高部 優子

午前中、原発を見学したあと、非核バターン運動のメンバー、ジェラセントジョセフ大学の教授や学生、労働組合や神父などが参加し、ランチミーティングを行いました。原発反対のゼネストが1985年6月に行われ、そのメンバーがいま反対運動を担っています。



【非核バターン運動議長 アントニオ・ドマワル神父】

私たちは、原発全廃が目標です。当時は原発がどういふものかしら



なかったの、まず勉強会から始めました。原発がどういふ負の影響があるかリストアップしていきました。原発ができれば、町が市に昇格するなどという噂が流れていました。何も知らなかったの勉強会で学ぼうとみなさんに訴え、フィリピン非核連合を通じて勉強しました。バランガイ(村)ごとに勉強するグループを作っていました。アメリカのスリーマイル島の原発事故が起こり、地元住民に大きな驚きを与えました。利点と欠点とリストアップし、負の影響が強いということがわかり、原発反対の運動

を始めました。しかし、なかなか住民の大きな運動に結びつきませんでした。民衆には何に対して抗議できるか認識してもらうことが大切だということに気づき、そうすると組織化はたやすくなります。最初は運動の支援を躊躇していた司教も賛同し、信者も運動に参加するようになりました。1985年6月のゼネストでは、ほとんど全ての商業施設が店を閉めてゼネストに参加してくれました。各地でバリケードも築かれまし



バターン原発

た。軍も対抗してバリケードを築き、民衆が作ったバリケードを壊すということを行いました。2つの地点からバランガイに向けてデモ行進をするということも行いました。

大統領府は、マニラに一番近い州の全体的なゼネストだったので、大慌でした。またチェルノブイリの事故が起こり、人々に大きな不安を与えました。これがきっかけとなって原発反対だけではなく、原発を推進するマルコス政権に反対するようになりました。そしてコラソン・アキノ大統領は1987年にバターン原発の凍結を宣言しました。

しかし原発の建物は残っています。先日も議員が下院に原発稼働の書類を提出しました。原発の完全閉鎖、撤去をさせるよう反対運動をより強めるしかありません。ムーブメント・運動からネットワークという、より広く様々な団体と連携を広げ、原発稼働をとめるということに取り組んでいます。原発廃止は、私たちの問題だけではなく世界中の核をなくすということに取り組んでいます。

フィリピンの今：スモーキーマウンテン近くのスラム街訪問

記録 高部 優子



バセコ地区の向こうに見える高層ビル

フィリピンツアー4日目の午前中は、日本国際法律家協会の企画で、かつてスモーキーマウンテンがあった場所と、バセコ地区を訪れました。

スモーキーマウンテンは、1995年に撤去されました。そこでゴミを拾っていた人々や住民からは強い反対が続いていたのですが、仮設住宅建設、工場誘致、工場ができたときには優先的に彼らを雇うという約束で、ラモス大統領の時に撤去が実現しました。その後、仮設住宅は建設されましたが、工場誘致や雇用はいまだありません。新しいごみ収集場を地方に作りましたが、崩落事故で死亡者が多数出て、結局、元の場所

所近くに新しいスモーキーマウンテンができました。

バセコ地区には、2004年に火事でスラム街が焼けたあと地にNGOが住宅の援助をしています。援助といっても、あげるのは建築資材のみ。自分たちで作ることによって大事に家を使ってもらおうという意図があるということです。家の外壁はきれいにペイントしていますが、家の中は6畳ぐらいで、案内してくれた女性は、そこに10人の子



バセコ地区にある図書館

子どもと住んでいるそうです。建築資材をもらって住む権利をもらった人は、200日

バセコ地区でボランティアをしなければなりません。

バセコ地区の中には銀行が寄付した小さな図書館があり、そこでボランティアの男性が働いていました。訪問したのが土曜日だったので、子どもたちが沢山いました。この図書館は大人も使えます。



仮設住宅の前ではごみの仕分けやゴミの買い取りが行われている

フィリピンツアーの感想:We Have “Right to Peace” !!を掲げて

大矢 勝



フィリピン米軍基地撤去20周年、
原発を稼働させなかった運動に学ぶ旅

スラム街の図書館にいた子どもたちと

日本国際法律家協会、日本平和委員会、日本アジア・アフリカ・ラテンアメリカ連帯委員会などがフィリピンの実行委員会と共同で取り組んだツアーに参加しました。

“Stop The War ! Coalition Philippines” “NO BASES@20”フィリピンツアーの目的は、①米軍基地撤去 ②原発を稼働させない ③貧困とのたたかいを学ぶことにあります。

1、早速バスに乗ってクラーク基地跡の見学。

ホセ・リサル(スペインからのフィリピン独立運動の英雄)の銅像があるリサル公園(Rizal Park)から80キロ。距離が書かれているのは、すべて起点はリサル公園だとのことである。

高速道路の右左は広大な田圃である。稲が稔り刈り取っているところや、稲を植える準備をしているところ、青々としている田圃が混在している。フィリピン人口8,000万人、マニラ市は10%の1,000万人だが、間もなく日本の人口に追いつき追い越すだろう。

1521年フェルナンド・マゼランがセブ島セブ・シテイーに上陸、300年におよぶスペイン統治はこの国にキリスト教を開花させた。現在80%以上がキリスト教徒である(韓国は50%)。

1946年フィリピン共和国が発足。その後アメリカ主導の政権が続いた。1965年フェルナンド・マルコス大統領。マルコスは1972年戒厳令。1986年2月25日フィリピン全土で民衆の不満が爆発。政府の選挙不正が発覚、マルコスを国外へ追い出した。

スービック基地は1,800年代のスペイン統治から、そしてフィリピンはスペイン・アメリカ・日本に侵略されてきた。神風特攻隊6,000人の記念碑があった。

米軍艦船が停泊している浜に戻ると“基地撤去記念塔”。11対12で基地撤去、12人の手形だ。横には一番大きなフィリピン国旗が翩翩と翻っている。スービック基地跡のアメリカ軍が使っていた建物“トラベラル・センター・ホテル”が今日の会場だ。玄関には“NO BASES@20”(基地撤去20年)WELCOMEの看板があり、会場は体育館のような大きな部屋だ。

はじめにProf.Roland Simbulan =シンブラン教授の記念スピーチです。日本の団長は平和委員会の佐藤光雄さん、沖縄基地撤去を闘っている棚原和子さんの報告。フィリピンからの報告、日本AALAからの報告、日本国際法律家協会・川津聡さん(名古屋南部法律事務所)が英語で発言されました。

フィリピン各分野、メトロ・スービック・ネットワーク、世界一の造船会社・韓国・韓進重工労働者の闘い、女性の闘い、アメリカン(米軍兵士とフィリピン人の子ども)の父を捜しての闘い、アスベスト被害の闘い、Toxic Legacyの闘い、Indigenous Peoplesの運動、“障害を持って産まれた子ども”を持つゴミ山で生活する母親の特別発言がありました。基地は撤去を勝ち取りましたが“貧困”問題解決の課題は各分野で深刻です。

会議中に何度も、うたごえやパントマイムなどで緊張を解してくれました。やはり文化が大切です。参加者全員で記念の集合写真も撮りました。

会議終了後に玄関に集合し、キャンドルをもらって4列縦隊、浜の“基地撤去記念塔”へ行進です。フィリピンの皆さんと一緒に歌える歌はないかと考えてやっと思い出しました、“ウイ・シャル”とギターの人に言うとうすぐさま伴奏を始めてくれました。“ウイシャル・オーバー・カーム”を歌います。2番も3番も皆さんよく知っておられます。先頭幕にWe Have“Right to Peace”!! The Peaceful Earth for Childrenを掲げ、皆さんが横断幕の前で写真を撮ったりして時間待ち、“ウイシャル・オーバー・カーム”を歌いながら浜までの行進です。“ウイシャル・オーバー・カーム＝勝利を我らに”何回も唱和しながらキャンドル行進です。「基地撤去記念塔」前式典、キャンドルを並べ皆さんで闘いの歌の合唱です。

2、原発見学

バターン半島のモロンガ(Morong)原発(Nuclear Power Plant)。“WELCOME to BNPP”とあります。事務棟にはIAEAなど見学に来られた観光客の集合写真が飾ってあります。原子炉の中へ入る前に全員集合写真(*表紙の写真)。

原子力発電棟“入口”を前に緊張します。「この原発は稼動してないので放射能は大丈夫なのです」。2人の技術者の案内で中へ。早速、目に入ったのは、大きいパイプで、海水で原子炉を冷やす装置だそうです。原子炉の全体像を画いた略図に質問が集中します。原子炉に通じる通路には放射能を遮断する空白路が造られています。鉄の階段を上ると原子炉の上のあたりです。目の前が“あの原子炉”です。福島ではこの原子炉の底が抜けているのでしょうか。この原子炉には原子炉棒は有りません、稼動してないのだから。上には原子炉棒を吊り上げるクレーンが見えます。

制御室に案内されました。中央の電話機は“大統領への直通電話”です。周りには機器とスイッチがいっぱいあります。スリーマイル島事故では技術者でない人が入り操作したために大惨事となった、その教訓から“技術者以外は制御室に入れない”ように(政府機関の人たちのために)仕切って作られたのだそうです。窓から外を見るとすぐ近くの空地は“第2号炉”の予定地でした。向こうには海岸、その向こうには山並みが見えます。

原子炉棒を水に浸けるプールは真っ暗なので3班に分かれて、案内の技術者が照らす懐中電灯で見学しました。息を呑んで光の先を観ます。すぐ横はトラックが原子炉棒を運び込む駐車場。緊張の原子炉から外に出ました。



昼食、食事を頂いて直ぐ交流会では、「原子力発電所について“学習会”を組織しました」「反対のゼネストをしました」「いまは若い人が闘



っています」「これからも稼動させない運動が大切です」と非核バターン運動から報告がありました。日本国際法律家協会・笹本潤事務局長は「当初“原発反対の学習会を組織した”と言うのが印象に残りました。日本は、福島原発事故以降、首相官邸前集会や全国の電力会社への抗議行動を闘っています。被災者支援、原発ゼロに向けてがんばります」と報告しました。

3、貧困とのたたかい

マニラ市は1日6,000トンのゴミが出ますが、焼却場はありません。

30,000人がゴミ山に関わって生きています(トンド地区)。新しいゴミ捨て場、スモーキーマウンテンは煙に霞んでいます。

バセコ地区。“クイーン・エリザベス号”寄航で港を深くする工事で人々が住み始めたのだが、2004年の“大火災”で500所帯3,000人が焼け出され、ボランティアの皆さんが管理している居住区では、投資を募って住宅を建設しています。敷地は政府の物で、1,000万円の“個人カンパ”で50軒が建てることができます。企業が寄付するとその区画の入り口に会社名の看板が掲げられます。2,000人分ほどの住宅が建てられ、狭い家の中に段をつけて約10人が住んでいます。小さな家に白い洗濯物がびっしり干してある。綺麗好きなのだろう。しかしまだ1,000人分の住宅が足りていない。

子どもたちとつかまえてこをしましたがなかなかつかまりません。子どもを抱っこして友だちになり、持参の横断幕を前に写真を撮りました。子どもたちは素直で明るい。

(参考資料・赤旗2012.11.25付、「フィリピン米軍基地撤去から20年、はじまりは反原発運動」)

DVD「原発廃止・米軍基地撤去した国〜フィリピン」 定価：2,000円(送料込)

このDVDには、米軍基地撤去20周年記念集会の様子、世界で唯一中に入れる原発、スラム街の映像が収録されています。

→DVDのお申し込み方法：

郵送先、枚数を明記の上、郵便振込(00170-1-91322 日本国際法律家協会)まで

第35回定期総会の報告 ①

第35回定期総会 全体の報告

日本国際法律家協会事務局長 宮坂 浩

第35回定期総会が、2012年12月8日、青山学院大学総研ビルで開催されました。

1 記念講演

- ① 最初に、2012年9月25日から28日まで、パレスチナのガザで開催された国際民主法律家協会 (IADL) の執行部会議とパレスチナ問題でのセミナーに参加した梅田章二さんから報告がありました。
- 梅田さんは、撮影してきた写真を会場で上映しながら、エジプトのカイロからガザまでの陸路の状況、ガザ市内の状況、ガザで開催されたIADL執行部会議の意義、国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA)、国際赤十字、国連児童基金 (UNICEF)、世界保健機関 (WHO) の担当者からの聞き取りの内容、ガザ政府首脳らや政党、NGOとの懇談の内容、難民キャンプや破壊されたガザ国際空港の状況等を報告されました。
- オスロ合意後、パレスチナ自治政府が成立したものの、その後も続くイスラエルの占領政策とガザ封鎖の中で、国連の協議資格を有するNGOであるIADLの民主的法律家が世界各国からガザに集結し、実態を調査し、ガザ宣言を発したことは、パレスチナ問題が発生して以来初めてのことで、画期的なことであると、その意義を強調されました。
- ② 次に、2012年3月1日から10日まで訪問したイスラエルとヨルダン川西岸地区の状況について、高部優子さんからDVDを使って報告がありました。
- 一般のマスコミでは殆ど報道されることのないイスラエル兵が警備するエルサレム市街の状況、違法な入植地を恒久的な領土とするためにイスラエルが建築した分離壁、パレスチナ人の居住する地区の高台に建設されたイスラエルの入植地から日常的に行われているパレスチナ人に対する投石や暴力行為、イスラエルの入植地に送る水をヨルダン川から取水したために、死海の水位が下がってしまい、海辺にあったホテルが閉鎖されてしまったこと、イスラエルによる軍事的占領を端的に示す軍の検問所の状況など、現在イスラエルの占領下に置かれているパレスチナ人の状況がよく分かる報告でした。
- ③ これらの報告を受けて、IADLの事務局長である新倉修さんから、IADLのガザ宣言が、イスラエルのパレスチナ人民に対する犯罪について自ら責任があることを国際社会が認めなければ、国際社会がこの犯罪について共犯として関与していることになると指摘していること、違法なイスラエルによる占領と人権侵害を終結させるために、法律家のネットワークの設立を呼び掛けていること等を報告しました。

- ④ 最後に、2012年11月8日から12日まで行われたフィリピンツアーについて、高部優子さんからDVDを使って報告がありました。
- フィリピンからスービックとクラークなどの全米軍基地の撤去が完了してから20周年の記念集会に参加し、川津聡さんが沖縄の基地問題について英語で報告をしたこと、反対運動で稼働を阻止したバターの原子力発電所 (世界で唯一原子炉内部を見学できる) の見学をし、反対運動の中心となった非核パターン運動のメンバーと交流したこと、スモーキーマウンテンを訪問し、子どもたちと遊んだこと、フィリピンの民主的法律家団体のNUPLと交流をしたこと等が報告されました。

2 定期総会

- ① 大熊政一会長の開会の挨拶に続いて、笹本潤事務局長から、2011年11月から2012年12月までの国法協の活動報告がありました。
- ・平和への権利
- 2011年12月 スペイン国際人権法協会のカルロス・ビヤン氏とダヴィッド・フェルナンデス氏が来日し、名古屋、大阪、那覇、東京で集会を開催し、のべ約300人が参加し、名古屋宣言、沖縄宣言、東京宣言が採択された。
- 2012年2月の国連人権理事会諮問委員会、6月の国連人権理事会第20会期に参加し、サイドイベントの開催、IADLとしての意見表明などを行う。
- 2012年11月にモントルーで開催されたNGO主催の政府間非公式会議に参加し、日本国内での平和的生存権の実践例について報告した。
- この他に日弁連の国際人権委員会、憲法委員会の活動への参加を通じて、日弁連としての意見書提出などを行った。
- また、実行委員会として、パンフレットの作成、インターネット署名を含む署名活動、市民団体への要請活動などを行った。
- ・フィリピンNUPLとの交流
- 2012年1月にクラーク、スービック米軍基地跡とパターン原発の見学を行い、11月の基地撤去20周年行事に参加。
- 1月28,29日の移民についての民衆法廷 (マニラ) に新倉修氏が裁判官として参加。
- ・KAFIN (川口フィリピン会) との交流
- 2012年9月29日と12月9日にランチミーティングを行う。
- ・枯葉剤集会
- 2012年8月10日の東京集会の実行委員会のメンバーとして関り、集会で枯葉剤訴訟、アメリカにおける被害者補償を実現する立法を求める運動について報告した。
- ・おおさか社会フォーラム2012とウィスコンシン報告集会
- 2012年9月15,16日に「もう1つの世界は始まっている—もう1つの大阪は可能だ」をスローガンに開催し、海外代表からのスピーチや様々なワークショップが開催した。
- また、ウィスコンシン州のウォーカー知事の財政改革法に反対して州議事堂占拠等の活動を行ったバジック氏を招いた東京集会に実行委員会のメンバーとして関わり、9月18日の集会には約50名が参加した。
- ・修習生企画
- 2012年10月12日に修習生企画を開催し、65期修習生が14名参加し、6人が協会に入会するという成果を挙げた。
- ・東海支部総会
- 2012年4月21日に東海支部総会が開催され、若手弁護士の参加により支部体制が充実した。

- ② IADLの活動について、新倉修さんから報告があり、IADL第18回大会を2014年4月にブリュッセルで開催することが決まったこと、9月のIADL執行部会議に梅田章二さんが参加し、「ガザIADL宣言」を発表したこと、経済危機・通貨危機・暴走する金融資本主義と移民労働の権利保障等に関連して、2013年9月ないし10月にパリで国際会議を開催することが予定されていること等が報告された。
- ③ 組織問題
2012年は新入会員が弁護士4名、修習生6名で、これに対して退会は20名であった。
また、専従事務局員が体調不良で長期間休職し、9月7日に退職したが、休職期間中及び退職後の事務局体制についてはアルバイト等で対応した。
- ④ 財政問題
2012年決算では、収支が108万円余の赤字で、不足分は石島基金からの借入により補っていること、石島基金も残高が133万円余となっており、今後、新規会員の拡大と会費未納者の対策が必要であること等が報告された。
- ⑤ 2013年の活動方針
・平和への権利
2013年2月の作業部会、6月の国連人権理事会第23会期に向けた取組み
・インターンシップの受け入れ
フィリピンNUPLの要請で、2013年3月以降にフィリピンのパラリーガルのインターンシップを受け入れる。
・ネパールでのCOLAPVI
開催時期については未定。
- ⑥ 議案、予算・決算について、質疑、討議が行われ、いずれも採択された。
※ なお、予算・決算については、会計監査が未だ行われていないため、会計監査が行われることを条件とした承認である。

第35回定期総会の報告 ②

総会発言 「平和への権利」宣言(案)を広く国民の中へ

福地 春喜

議案に賛成する立場で発言します。
ただ今「平和への権利」宣言の成立を目指す運動が、それを知っている者、学者や弁護士らの運動に限られてしまわないようにすることが肝要だと主旨の発言がありました。
その発言に私も賛成です。現在私は、全日本年金者組合埼玉県本部の役員もしてまして、多くの人達と接する機会に恵まれています。
そんななかで、国連人権理事会で「平和への権利」宣言案を作り、2014年の国連総会で成立させようと準備を進めていますなどと言うと、「何よそれ」と返ってきて、あまり関心ももってくれません。
そこで私は、あまりマスコミでは報道されていない、現在仙台高裁で係争中の自衛隊による国民監視をやめさせる裁判のこと、今では国民監視が日常化され週報体制を確立して記録報告されている事実を、手に入った週報の写しも見てもらって、話しています。そして、この日本の右傾化、戦争体制へ向っている情勢を、国民みんなで阻止していかなければならないでしょう。それには世界の流れをチェックし、それに合わせ9条をもつ国民として

の行動をすることが求められているのではないのでしょうか、と呼びかけています。

ここまで話してくると、「どれどれ」と見て読んでくれるようになるようです。そしてその後は能動的に行動もするようになってくるようです。単なる私の一つの経験にすぎませんが、参考になれば、と発言しました。

多くの国民のなかに入っていくやり方はいろいろ策があると思いますし、それぞれ自分に合ったやり方で広く行動していこうではありませんか。何としても国民運動に大きく進展させなくては、と強く思っています。

第35回定期総会の報告 ③

祝 日本国際法律家協会総会へのメッセージ

小林 政治

総会の国際的人権活動の重要際はますます高まってきました。この状況の中で先ず日本人の中へ「平和への人民の権利宣言」を啓蒙し広めていく役割は歴史的意義を持っていると思います。殊に平和憲法をもつ国に活動拠点を置く協会と民主的法律家の果たす影響力は世界的な意義を持っていると思います。

消費税、原発、TPP、基地問題などを通じて国民の中に特に青年、保守層の中にも権利や国税改革の芽生えが現れてきている情勢があります。この情勢は宣伝や働きかけを強めていけば「協会」の唱える活動の意義が周囲に人々にも拡がっていくのではないかと思います。とはいっても国際的、国連的視点で情勢を判断、評価するという人々を創っていくという「協会」の作業は道半ばの繰り返しだと思います。

その中で「協会」の事業達成の志こそ、近い将来多くの人々が待ち望んでいる社会を動かす根幹的な作業だと、私は確信しています。

「初めから地球には道が無かった」と先人は私たち後輩に訓えています。これまで困難の中に理想実現をめざして積み重ねてきた行動と成果に確信を持って総会をステップとしてもう一步前進することを期そうではありませんか!

私は微力ですが、協会の一員として活動に夢と誇りを持って協力、行動する決意です。ともに頑張りましょう!

第35回定期総会の報告 ④

総会の感想

大矢 勝

総会第1部、パレスチナ・ガザ報告

梅田先生の報告では、「世界の各国から法律家がパレスチナと連帯するために集まってきたというところに大きな意味がある」とIADL執行部会議が開催され(アメリカ、イギリス、フランス、スペイン、イタリア、ベトナム、フィリピン、南アフリカ、ハイチ、コスタリカ、日本から16人)「IADLガザ宣言」が採択されたことが、DVDを上映しながら

詳しく報告されました。Cairo(カイロ)からシナイ半島を地中海沿いにRafah(ラファ)から、Gaza(ガザ)へ入る。パレスチナ入国手続きに1時間30分もかかってようやくゴーのサイン。道中、皆さんを乗せたバスをエスコートしている警察(軍隊?)の車両がチェックポイント毎に交代する。チェックポイントには戦車が配備されている。シナイ半島は軍事的な緊張状態なのだ。“ガザ宣言”はこのような「国際法に違反する状態を放置している国際社会のあり方を指摘する」内容として起草された。

2、高部優子さんによるDVD上映

(1)2012年11月24日はフィリピン米軍基地撤去20周年記念日である。日本国際法律家協会・日本平和委員会や日本アジア・アフリカ連帯委員会など共同してフィリピン“Stop The War ! Coalition Philippines” “NO BASES @20”会議をスービック基地内で開催したことが報告されました。「スービックはアメリカ本国以外における、アメリカの最大の海軍基地でした。今日私たちがここ(基地内の建物)で開催しているような会議、今ここにある光景は、当時は考えられないことでした」と著名なフィリピン大学のローランド・シンブラン教授が記念講演で述べられました。

(2)パターン原発稼働させなかった運動。

高部優子さんのDVD上映は参加した感想を交えての解説が楽しく、総会参加の皆さんは、日本での“米軍基地撤去”“原発再稼働許すな”の決意を新たにしました。¥2,000円のDVDは瞬く間に売り切れましたが、このツアーに参加された平和委員会やAALAの皆さんの実感を交えてのユニークな解説で大いにDVDを普及して欲しいものです。

第2部、定期総会は林治弁護士の司会、大熊政一会長の挨拶で始まりました。議案の報告に立った笹本潤事務局長は「平和への権利・政府間非公式協議の報告(2012.11.26.27日モントルー)」と「平和への権利キャンペーン、この1年間の動き」に沿って報告。

“Right to Peace”＝平和への権利＝を国連で採択し権利としてすべての国で確立していく運動、各国の対応が報告されました。国連では「多数決」での採択ではなく“全会一致”(棄権はあっても反対はない)が必要です。“先延ばししようとする”“内容を低めようとする”アメリカや日本政府と闘い包み込む“世界の世論づくり”に国際法律家協会の一層の活躍が強調されました。日本での国内世論を盛り上げ、国際世論にしていくことが大切です。憲法改悪勢力を包囲し憲法9条を世界に輝かせる、日本国際法律家協会の奮闘が求められます。

国連人権理事会から日本政府に対して、女性への差別解消への取り組みや死刑廃止問題、『代用監獄』撤廃や日本軍『慰安婦』問題、子どもの教育無償問題などさまざまな問題で“懸念”“勧告”が出されています。国連の機関が日本の人権状況に改善を求めているのに日本政府がこれを無視している状況が発言されました。2013年3月の国際社会フォーラムへの参加が呼びかけられました。

宮坂浩弁護士から会計報告が行われ、討議の後、報告・方針・予算・新事務局長など役員幹事が承認されました。“世界を股にかけての活動”です。事務局長がお金の心配なしに国際会議に出席できるように。理事会が大胆な運動の提起をできるように。財政活動の抜本的改善に取り組みましょう。

理事会の定例化・積極的な出席について漆原さんから“早期の日程調整”が強調されました。

終了後、近くのお店で懇親を深めました。

会場を提供頂いた青山学院大学にお礼申し上げます。

国連人権理事会「平和への権利」

作業部会の第1会期にあたって

弁護士 笹本 潤

2012年7月5日、国連人権理事会第20会期において、平和への権利・国連宣言に向けた作業部会の設置が決議された(A/HRC/RES/20/15)。(この決議の内容は、Interjurist174号に詳しく紹介した。)

2008年から2011年にかけて国連人権理事会で平和への権利の国際法典化促進決議がされて以降、初めて実務レベルで草案の作成を目指す作業部会の設置が決まった。この作業部会の第1会期が、2013年2月18日から21日までと定められた。この作業部会の審議においては、人権理事会の諮問委員会が作成した諮問委員会案を基礎にしながらも、それにとらわれずにさまざまな意見が出され、最終的には人権理事会としての案を策定し、国連総会に提出される予定である。

作業部会の審議においては、理事国である47ヶ国の政府(日本政府も含む)の発言の他に、国連と協議資格のあるNGOの参加と発言も認められるとのことである。

本号では、事前に文書で提出した1608のNGOの共同提案と、IADLの提案を紹介する。

1、国際NGOの共同提案

スペイン国際人権法協会(SSIHRL)がとりまとめ、作業部会に提出された1608のNGOの共同声明を紹介する。NGO共同声明の特徴は、諮問委員会案に対する修正という形で出された。内容は、2010年12月の国際NGOの成果文書であるサンチアゴ宣言の内容に沿ったものとなっている。

- ・軍縮の権利として、外国軍事基地の廃止を取り入れたこと(3条3項)
 - ・平和への権利の実施状況の監視機関の設置について、ニューヨークに設置するなどかなり具体的に提案し(13条～)
 - ・「保護する責任」については、他国への干渉のために解釈されてはならないという干渉禁止条項を入れている(13条4項)
- などである。

参考資料として、今回は英語の原文のまま紹介する。前半(I)は声明を出すに至った経緯なので省略し、後半(II)の諮問委員会案に対する修正の部分だけである。(資料①)

2、IADLの提案

また、IADLも同様に、作業部会に今回初めて事前に文書による声明を提出している。それは特にIADLが取

り組んできた他国への軍事介入を禁止の取り組みを反映して、「保護する責任」自体の条項の削除を要求するもの、その他多岐にわたっている。(資料②)

3, 作業部会での議論

作業部会での議論の状況は、次号でお知らせするが、速報としてアメリカ政府の軍縮の権利における発言を紹介する。アメリカは、政府が軍縮交渉をしている以上、個人は口を出すなどでもいう態度である。しかし、そもそも個人の「権利」というものは政府に個人が口を出すためのものであるから、このようなアメリカの言動を打ち破っていくことが平和への権利の確立にとって決定的に重要である。(資料③)

作業部会第1会期に提出されたNGO共同提案

Title:

CSO amendments to the Advisory Committee's
draft declaration on the right to peace

II

At its first session the OEWG on the right to peace has before it the (third) draft declaration on the right to peace submitted by the Advisory Committee . The undersigned CSO invite the OEWG to endorse the AC declaration and to take into consideration the 15% of the standards contained in the 2010 Santiago Declaration that were not accepted by the AC declaration. In particular, we invite the OEWG to consider the following amendments to the AC draft declaration:

Title: "Draft Declaration on the Human Right to Peace".

Preamble: To be completed following the Preamble of the Santiago Declaration on the Human Right to Peace (2010) , since it includes relevant universal and regional legal instruments providing solid background to the codification of the right to peace.

Art. 1. Right to peace: principles.

Paragraph 1:

To be completed by:

Recognition of minorities and humankind as additional right-holders of the human right to peace.

Art. 2. Human security.

Add the concept of "right" in the title of the article.

Art. 3. Disarmament.

Add the concept of "right" in the title of the article.

Paragraph 3

To be completed by:

States are invited to consider the establishment and promotion of Peace Zones and Nuclear

Weapons Free Zones, as well as to phase out progressively foreign military bases.

Art. 4. Peace education and training.

Add the concept of "right" in the title of the article.

A new paragraph to be added:

All peoples and individuals have the right to be protected against any form of cultural violence.

Art. 5. Conscientious objection to military service.

The title of article should be replaced by:

Right to civil disobedience and to conscientious objection.

Paragraph 1:

To be replaced by:

Individuals, individually or as members of a group, have the right to civil disobedience and to conscientious objection against activities that entail a threat against peace.

Three new paragraphs to be added at the end:

Individuals, individually or as members of a group, have the right not to participate in, and to publicly denounce scientific research for the manufacture or development of arms of any kind.

Individuals, individually or as members of a group, have the right to object to participate in a working or professional capacity, and to oppose taxation for military expenditures connected with military operations in support of armed conflicts that violate international human rights law or international humanitarian law. States shall provide acceptable alternatives to tax payers who object to the use of their tax money for military purposes.

Individuals, individually or as members of a group, have the right to be protected in the effective exercise of their right to civil disobedience and conscientious objection.

Art. 8. Peacekeeping.

A new paragraph to be added:

All UN peace-keeping operations should integrate unarmed civilian forces to the appropriate protection of civilians.

Art. 9. Development.

Add the concept of "right" in the title of the article.

Art. 11. Rights of victims and vulnerable groups.

Five new paragraphs to be added or completed, as follows:

1. Add the redress precluded by the popular courts or tribunals of conscience and to institutions, methods, traditions or local customs of peaceful settlement of disputes.

2. To keep Article 12.1 of the Santiago Declaration .

3. To keep Article 12.4 of the Santiago Declaration .

4. To keep Article 12.5 of the Santiago Declaration .

5. To keep Article 12.6 of the Santiago Declaration .

Art. 12. Refugees and migrants.

The title should be replaced by:

Right to refugee status and to emigrate.

Two new paragraphs to be added after paragraph 2:

All individuals have the right of freedom of movement and to emigrate if their right to human security or to live in a safe and healthy environment, as stipulated in this Declaration, is seriously threatened.

All individuals and peoples subjected to forced migration deserve special attention as victims of violations of the human right to peace.

Art. 13. Obligations and implementation.

Title to be replaced by:

Obligations for the realization of the human right to peace

To be completed by the following paragraphs:

1. To keep Article 13.4 of the Santiago Declaration .
2. To keep Article 13.6 of the Santiago Declaration .
3. To keep Article 13.7 of the Santiago Declaration .
4. To keep Article 13.8 of the Santiago Declaration .
5. States are encouraged to become parties to the Rome Statute of the International Criminal Court and to the amendments which will enable the ICC to exercise its jurisdiction over the crime of aggression .

Article 13.6. (Implementation).

To be replaced by two new articles, as follows:

Art. 14: Establishment of the Working Group on the Human Right to Peace.

“1. A Working Group on the Human Right to Peace (hereinafter called “the Working Group”) will be established. It will be composed of ten members who will have the duties set forth in Article 15.

2. The Working Group will be composed of experts from the Member States of the United Nations who will carry out their duties with complete independence and in a personal capacity”.

3. Criteria for the elections of experts: To keep article 14.3 of the Santiago Declaration .

4. To keep Article 14.4 of the Santiago Declaration .

5. The experts will be elected for four years and may be re-elected only once.

6. Half of the Working Group will be renewed every two years.

Art. 15. Functions of the Working Group.

To keep Article 15 of the Santiago Declaration .

Article 14. Final provisions.

To be replaced by:

Final provisions.

1 A/HRC/20/31 of 16 April 2012, Annex.

2 The amendments are also supported by 14.000 world citizens that joined the World Alliance for the Human Right to Peace at www.pazsinfronteras.org .They urged the HR Council and its Advisory Committee to take note of the efforts made by international civil society, and to take duly into consideration the Santiago Declaration on the Human Right to Peace, adopted on 10 December 2010.

3 The Preamble of the Santiago Declaration states:

(1) Considering that, in accordance with the Preamble to the Charter of the United Nations and the purposes and principles established therein, peace is a universal value, the raison d'être of the Organization and a prerequisite for and a

consequence of the enjoyment of human rights by all;

(2) Considering that the uniform, non-selective and adequate application of international law is essential to the attainment of peace; and recalling that Article 1 of the UN Charter identifies as the fundamental purpose of the Organization the maintenance of international peace and security, which should be achieved inter alia through the economic and social development of peoples and the respect of human rights and fundamental freedoms without any kind of discrimination;

(3) Recognizing the positive dimension of peace which goes beyond the strict absence of armed conflict and is linked to the elimination of all types of violence, whether direct, political, structural, economical or cultural in both public and private sectors, which in turn requires the economic, social and cultural development of peoples as a condition for satisfying the needs of the human being, and the effective respect of all human rights and the inherent dignity of all members of the human family;

(4) Considering that peace is inseparable from the diversity of life and cultures where identity is the base of life; and thus affirming that the foremost among rights is the right to life, from which other rights and freedoms flow, especially the right of all persons to live in peace;

(5) Recalling further that Article 2 of the UN Charter stipulates that all Member States shall settle their international disputes by peaceful means in such a manner that international peace and security and justice are not endangered; and further that the Member States shall refrain in their international relations from the threat or use of force against the territorial integrity or political independence of any State, or in any other manner inconsistent with the purposes and principles contained in the UN Charter;

(6) Considering that the United Nations system in its entirety shares this vision, since “lasting peace can be established only if it is based on social justice” (Constitution of the International Labor Organization, ILO); it aims to the improvement of the levels of life and nutrition of all peoples, as well as to the eradication of hunger (Constitution of the Food and Agriculture Organization, FAO); and it states that “the health of all peoples is fundamental to the attainment of peace and security” (Constitution of the World Health Organization, WHO);

(7) Conscious of the vulnerability and dependence of every human being, and of the fact that certain circumstances render given groups and persons especially vulnerable; and aware of the need and the right of all persons to live in peace and to have established a national and international social order in which peace has absolute priority, so that the rights and freedoms proclaimed in the Universal Declaration of Human Rights can be fully realized;

(8) Considering that education is indispensable for the establishment of an universal culture of peace and that, pursuant to the Preamble to the Constitution of the United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization (UNESCO), “since wars begin in the minds of men, it is in the minds of men that the defenses of peace must be constructed”; and taking into account the Seville Declaration on Violence of 1986, accepted by the UNESCO General Conference in 1989;

(9) Recalling the prohibition of war propaganda and the prohibition of incitement to hate and violence contained in Article 20 of the International Covenant on Civil and Political Rights, which shall be compatible with the full respect for freedom of expression;

(10) Taking account of the principles and norms enshrined in international human rights law, international labor law, international humanitarian law, international criminal law and international refugee law; and considering that according to these principles and norms human rights are inalienable, universal, indivisible and inter-dependent, and that they reaffirm the dignity and the value of the human person, especially children and young people, as well as the equality in rights of women and men;

(11) Recalling further the relevant resolutions of the General Assembly, inter alia resolution 2625 (XXV) of 24 October 1970 on friendly relations and cooperation among States; resolution 3314 (XXIX) of 14 December 1974 on the definition of aggression; resolution 3348 (XXIX) of 17 December 1974, in which the Assembly endorsed the “Universal Declaration on the Eradication of Hunger and Malnutrition”; resolution 3384 (XXX) of 10 November 1975, entitled “Declaration on the use of scientific and technological progress in the interests of peace and for the benefit of mankind”; Resolution 33/73 of 15 December 1978, entitled “Declaration on the preparation of societies for life in peace”; resolution 39/11 of 12 November 1984 entitled “Declaration of the right of peoples to peace”; resolution 53/243 A of 13 September 1999 entitled “Declaration and Program of Action on a Culture of Peace”; resolution 55/2 of 5 September 2000 entitled “United Nations Millennium Declaration”, reaffirmed by resolution 60/1 of 15 September 2005, entitled “2005 World Summit Outcome”; and resolution 55/282 of 7 September 2001, by virtue of which the 21 of September of each year shall be observed as International Day of Peace;

(12) Concerned about the constant and progressive degradation of the environment and about the need and obligation to ensure to present and future generations a life in peace and in harmony with nature, ensuring their right to human security and the right to live in a safe and healthy environment; and recalling, among other instruments, the Stockholm Declaration of 16 June 1972, adopted by the United Nations Conference on the Human Environment; the World Charter for Nature contained in UN General Assembly Resolution 37/7 of 28 October 1982; the Convention on Biodiversity of 5 June 1992; the United Nations Framework Convention on Climate Change of 9 May 1992 and the Kyoto Protocol of 11 December 1997; the Rio Declaration on the Environment and Development of 14 June 1992; the United Nations Convention of 14 October 1994 to Combat Desertification in those Countries Experiencing Serious Drought and/or Desertification, particularly in Africa; the Convention of Aarhus of 25 June 1998 on access to information, public participation in decision-making and access to justice in environmental matters; and the Johannesburg Declaration on Sustainable Development of 4 September 2002;

(13) Observing that the commitment to peace is a general principle of international law, in accordance with Article 38.1.c) of the Statute of the International Court of Justice, as it was recognized by the International Expert Consultation on the Human Right to Peace representing 117 States, held in Paris in March 1998;

(14) Recalling the Istanbul Declaration adopted by resolution XIX (1969) of the XXI International Red Cross Conference, which states that human beings have the right to enjoy lasting peace; resolution 5/XXXII (1976) of the former UN Commission on Human Rights, which affirms that everyone has the right to live in conditions of peace and international security; and resolutions 8/9 (18 June 2008) and 11/4 (17 June 2009) of the UN Human Rights Council entitled “promotion of the right of peoples to peace”;

(15) Recalling the commitments undertaken by African States pursuant to the Constitutive Act of the African Union, the African Charter of Human and Peoples Rights, the Protocol to the African Charter concerning the Rights of Women in Africa; the commitments undertaken by States in the inter-American framework by virtue of the Charter of the Organization of American States, the American Convention on Human Rights and the Protocol of San Salvador, the Treaty of Institutionalization of the Latin American Parliament and, in the Ibero-American context, the Ibero-American Convention on Young People’s Rights; the Asian instruments concerning peace, including the Declaration of Bangkok, the Charter of the Association of Southeast Asian Nations and the Asian Charter on Human Rights, as well as the terms of reference of the Intergovernmental Commission of Human Rights of the Association of Southeast Asian Nations; the commitment of Arab States in favor of peace, expressed in the Charter of the League of Arab States and the Arab Charter of Human Rights; the commitment of Islamic States in favor of peace, expressed in the Charter of the Organization of the Islamic Cooperation; as well as the commitments undertaken in the framework of the Council of Europe by virtue of its Statute, the European Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedoms, the European Social Charter, and other European conventions; and the European Union’s Charter of Fundamental Rights;

(16) Concerned over the manufacture of weapons, the arms race and the excessive and uncontrolled traffic of all kinds of arms, jeopardizing international peace and security; over the failure of States to observe the obligations laid down in the relevant treaties in the field of disarmament, and, in particular, the Treaty on the Non Proliferation of Nuclear Weapons; which constitutes an obstacle to the realization of the right to development;

(17) Considering that the international community requires the codification and progressive development of the human right to peace, as an autonomous right with universal vocation and intergenerational character;

(18) Concerned by gross and systematic violations committed in time of peace, and considering that the Assembly of States Parties to the Rome Statute of the International Criminal Court shall define such violations as crimes against the human right to peace;

(19) Acknowledging the contribution of women to peace processes and emphasizing the importance of their participation at all levels of decision making, as have been recognized by the United Nations General Assembly in its resolutions 3519 of 1975 and 3763 of 1982, and by the Security Council in its resolutions 1325 (2000), 1820 (2008), 1888 and 1889 (2009); as well as emphasizing the full and effective implementation of the resolution 1325 on women and peace and security;

(20) Further affirming that the achievement of peace is the shared responsibility of women and men, peoples and States, intergovernmental organizations, civil society, corporations and other social actors and, more generally, of the entire international community;

(21) Considering that the promotion of a culture of peace, the world-wide redistribution of resources and the achievement of social justice must contribute to the establishment of more just global economic relations which will facilitate

the fulfillment of the purposes of this Declaration, by eliminating the inequalities, exclusion and poverty, because they generate structural violence which is incompatible with peace at both national and international levels;

(22) Affirming that peace must be based on justice, and that therefore all victims have a right to recognition of their status as victims without discrimination, to justice, to truth and to an effective reparation, as provided for in General Assembly resolution 60/147 of 16 December 2005, which proclaims the Basic Principles and Guidelines on the Right to a Remedy and Reparation for Victims of Gross Violations of International Human Rights Law and Serious Violations of International Humanitarian Law, thereby contributing to reconciliation and the establishment of lasting peace;

(23) Conscious that impunity is incompatible with peace and justice; and considering that every military or security institution must be fully subordinated to the rule of law and must be bound by the obligations arising under international law, to the observance of human rights and of international humanitarian law, and to the attainment of peace; and that, therefore, military discipline and the carrying out of orders from superiors must be subordinated to the achievement of those objectives;

(24) Concerned by the impunity and the increasing activities of mercenaries and private military and security companies; the outsourcing to the private sector of inherently security State functions and by the growing privatization of war;

(25) Affirming that peace implies the right of all persons to live in and to remain in their respective countries; conscious that mass exoduses and migratory flows are frequently involuntary and respond to dangers, threats and breaches of peace; and convinced that in order to assure the right to human security and the right of every person to emigrate and settle peacefully in the territory of another State, the international community should establish an international migration regime as a matter of urgency;

(26) Persuaded too that peace has been and continues to be a constant aspiration of all civilizations through all history of mankind, and that therefore all human beings should join their efforts toward the effective realization of peace;

(27) Paying tribute to all peace movements and ideas that have marked over the history of humankind, which have recently crystallized in major contribution including the Hague Agenda for Peace and Justice for the Twenty-first Century which emerged from the Hague Appeal for Peace Conference, 19991; the Earth Charter adopted at The Hague on 29 June 2000; and the Universal Declaration of the Rights of Mother Earth, adopted in Cochabamba (Bolivia) on 22 April 2010, in the framework of the World People’s Conference on Climate Change and the Rights of Mother Earth;

(28) Affirming that the human right to peace cannot be achieved without the realization of the equality of rights and respect for gender based differences; without respect for different cultural values and religious beliefs that are compatible with the universally recognized human rights; and without the elimination of racism, racial discrimination, xenophobia and other forms of related intolerance;

(29) Convinced that it is urgent and necessary that all States recognize peace as a human right and that they ensure its enjoyment by all persons under their jurisdiction without any distinction, independently of race, descent, national, ethnic or social origin, color, gender, sexual orientation, age, language, religion or belief, political or other opinion, economic situation, heritage, diverse physical or mental functionality, civil status, birth or any other condition;

4 Article 12.1 of the SD states: “All individuals share the same human dignity and have an equal right to protection. Nevertheless, there are certain groups in situations of specific vulnerability who deserve special protection. Among them are women in particular situations, children, victims of enforced or involuntary disappearances, persons with diverse physical or mental functionality, elderly persons, displaced persons, migrants, minorities, refugees and indigenous peoples”.

5 Article 12.4 of the SD (as revised in accordance with the SPT 2012 amendments) states: “All persons deprived of their liberty have the right to be treated humanely and to save conditions of living, under judicial supervision. They should always be considered as right-holders. Detention of children should be imposed exclusively as a last resort and be limited to exceptional cases. Detention of persons awaiting trial should be limited to necessary cases and for a reasonable period of time”.

6 Article 12.5 of the SD states: “The enforced or involuntary disappearance of individuals constitutes a crime against humanity. The victims have the right to the recognition of their detention, to recuperate their freedom and to obtain complete, effective, fair and adequate reparation”.

7 Article 12.6 of the SD states: “Indigenous peoples have all the rights guaranteed to them by international human rights law, particularly the right to live on their lands, to enjoy their natural resources and to the effective protection of their cultural heritage”.

8 Article 13.4 of the SD states: “States are also required to adopt measures to build and consolidate peace and have

the responsibility to protect humankind from the scourge of war. This, however, shall not be interpreted to imply for any State any entitlement to intervene in the territory of other States”.

9 Article 13.6 of the SD states: “The United Nations system must engage in a thorough and effective manner, through the United Nations Peace-building Commission, in cooperation with other entities of the United Nations and relevant regional and sub-regional organizations, in the elaboration of integrated strategies for peace and for the reconstruction of affected countries following the end of armed conflicts. Such strategies must ensure stable sources of financing and effective coordination within the United Nations system. In this context, the effective implementation of the Program of Action for a Culture of Peace is underscored”.

10 Article 13.7 of the SD states: “Any military action outside the framework of the UN Charter is unacceptable, constitutes a most grave violation of the principles and purposes of the UN Charter, and is contrary to the human right to peace. The so-called “preventive war” constitutes a crime against peace”.

11 Article 13.8 of the SD states: “In order to better guarantee the human right to peace, the composition and procedures of the Security Council shall be reviewed so as to reflect and better ensure the representation of today’s international community. The methods of work of the Security Council must be transparent and allow a meaningful participation in its debates by civil society and other actors”

12 New paragraph following the amendments to the Rome Statute of the International Criminal Court on definition of the crime of aggression, establishing conditions under which the Court could exercise jurisdiction with respect to the crime of aggression. Adopted at the Review Conference of the Rome Statute, held in Kampala from 31 May to 11 June 2010.

13 Article 14.3 of the SD states: “The following criteria shall be taken into account for their election: a.-) The experts shall be of high moral standing, impartiality and integrity, and show evidence of long and sufficient experience in any of the spheres stated in Part I of this Declaration; b.-) Equitable geographical distribution and representation of the different forms of civilization and of the main legal systems of the world; c.-) There shall be a balanced gender representation; and d.-) There may not be two experts nationals from the same State”.

14 Article 14.4 of the SD states: “The members of the Working Group will be chosen by secret ballot at a session of the United Nations General Assembly from a list of candidates proposed by the Member States and by civil society organizations. The ten candidates who obtain the highest number of votes and a two thirds majority of the States present and voting will be elected. The initial election will take place at the latest three months after the date of adoption of this Declaration”.

15 Article 15 of the SD states: “1.The main function of the Working Group is to promote the observance and implementation of this Declaration. In the exercise of its mandate the Working Group shall have the following competences: a.) To promote worldwide observance and awareness of the human right to peace, acting with discretion, objectivity and independence and adopting an integrated approach which takes account of the universality, interdependence and indivisibility of human rights and the overriding need to achieve international social justice; b.) To gather, assemble and respond effectively to any relevant information from States, international organizations and their organs, civil society organizations, national human rights institutions, concerned individuals and any other reliable source; c) To carry out in loco investigations concerning violations of the human right to peace and to report to the pertinent bodies; d.). To address, when it considers it appropriate, recommendations, appeals and urgent actions to the UN Member States, asking them to adopt appropriate measures for the effective realization of the human right to peace, in accordance with Part I of this Declaration. The States shall give due consideration to those recommendations and appeals; e.) To draw up, on its own initiative or at the request of the General Assembly, the Security Council or the Human Rights Council, the reports it deems necessary in the event of an imminent threat to or serious violation of the human right to peace, as defined in Part I of this Declaration; f.) To present an annual report of its activities to the General Assembly, the Security Council and the Human Rights Council, in which it will include the conclusions and recommendations it may be considered necessary to the effective promotion and protection of the human right to peace, paying special attention to situations linked to armed conflicts; g.) To prepare for the attention of the General Assembly a draft international convention on the human right to peace with a mechanism for monitoring inter alia States compliance with its full and effective implementation. The future conventional mechanism and the Working Group shall coordinate their mandates to avoid duplicating their activities; h) To contribute to the elaboration of definitions and norms concerning the crime of aggression and the limits of legitimate self-defense; i.) To submit to the Prosecutor of the International Criminal Court or other competent international criminal tribunals, reliable information about any situation in which it would appear that crimes which fall within the jurisdiction of the International Criminal Court or of another international criminal tribunal, have been

committed; j) To approve by a majority of its members the working methods for the regular functioning of the Working Group, which shall include inter alia rules on the appointment of its Bureau, as well as the procedure for the adoption of decisions and recommendations.

2. The Working Group shall have its seat in New York and hold three regular sessions per year, as well as any extraordinary sessions to be determined in accordance with its working methods. The Working Group shall have a permanent Secretariat which will be provided by the UN Secretary-General. The expenditures of the Working Group, including those associated with in loco investigations, shall be financed as part of the regular budget of the United Nations”.

（資料②）（作業部会第1会期に提出されたIADL（国際民主法律家協会）声明） 諮問委員会の平和への権利宣言案についてのIADL声明

2012年7月5日、人権理事会は決議20/15を採択した。決議は、政府間の作業部会を設立することを決定し、作業部会では平和への権利国連宣言案を、諮問委員会が提出した案を基礎に、過去、現在、将来の見解や提案に対する予断抜きに、交渉していくことを決めた。

IADLは、このような作業部会の設立を、平和への人権の法典化に向けての一步として暖かく歓迎する。IADLは、1946年の設立以来、国際関係の基本的原則として、及びすべての人類の権利として、平和を守ってきた。このため、IADLは諮問委員会による宣言草案を歓迎し、とりわけ平和への権利の新しいアプローチとして評価し、平和を「戦争がない状態」ということを超えた概念として捉えていることを評価し、かつ、IADLは、戦争や暴力や脅威がない中で他の人権を達成させるためにさらに多くのことを関連づけるものである。

それにもかかわらず、IADLは、宣言草案で確立された基準をもっと高いものにすることができると考える。IADLは、平和への人権を、他の多くの人権の解釈にあたって示唆を与える共通の人権と見る。

IADLは、この新しいアプローチが正しく採択されたことをみた上で、「個人と人民の平和への権利」を「平和への人権」に変えるように提案する。このような変更の方が、個人、集団、人民を含み、より広い概念だからだ。この変更は宣言全体を通じて適用、実施されなければならない。

1条

1条4項は次のように変えるべきである。国際関係における武力の行使及びその脅威は、国際法の下で強行法規として禁止されている。そのような理由によりIADLは、次のように修正することを提案する:「武力の行使及びその脅威は、平和への権利、国連憲章、国際法と両立しない。したがって国家は自らの行動をこの要請に合致するものにしなければならない。」

1条5項は、次のように変えることを要求する。「紛争を解決する平和的手段は、強行法規をなす。したがって国家は、このルールを遵守するべきである。」

2条

IADLは2条3項の言葉を削除するよう強く要求する。IADLが、時として大国が違法な侵略を正当化するために利用する潜在的な危険があるとして強く反対してきた保護する責任の理論を、この2条3項は、本宣言の中に導入するように思われる。この理論は、国際条約に規定されていないのであって、また、慣習国際法の準則の中に取り入れられるほど成熟されているわけでもない。IADLは、このような条文を宣言から削除するように強く要求する。

2条6項に関しては、次の条項を加えるよう求める。「このような目的のため、国家は、国際法に従って、効果的で公正かつ迅速な司法的救済を創設し、かつ、維持する義務を負う。これらの救済は、被害者及びその家族に真実を知る権利を与えることを目的としなければならない。」

平和は、正義のないところでは達成できないことは明らかである。効果的で公正かつ迅速な司法的救済への権利は、市民的政治的権利に関する国際規約において確立され、そのようなものとして国家にとって拘束力があるものである。社会的な平和を与え、かつ、人びとが制度的な救済を度外視して紛争の違法な解決方法に訴えることを予防するために、このような救済策をもつ必要について強調することは、重要である。

IADLは、2条8項を、国連憲章26条(資源の軍事的使用の制限)に照らして理解かつ評価されるべきであると考え。このような理解のもと、2条8項は3条1項に移し、次のような文言にすること:「国家は、漸進的軍縮の義務を負う。この目的のために、武器貿易政策が確立され実行されなければならない。したがって、軍隊と軍事予算は、漸進的に削減されなければならない、資金を人間の発展のために振り替えなければならない。軍人は民主的統制に従わなければならない、政治に参加することは禁止される。国家は、公共の秩序と安全を維持するために軍隊を使用しないように慎まなければならない。」

3条

IADLは、日本のグローバル9条キャンペーンをサポートする立場から、3条1項に次の文言を加えるように要求する:「国家は、国民がその憲法の中に平和条項をいれることを決め、創設するための仕組みを確立しなければならない。」IADLは、平和憲法を、地域の緊張を解放するための基本的なものであり、発展と平和を促進する一つの方法であると認識している。

IADLは、3条4項に次の文言を加えることを要求する。「地域の軍事的緊張を緩和する効果的なシステムとして、個別国家又は多国籍のものを問わず、外国軍事基地の廃止を含む(平和地域と非核兵器地帯の創設)」と。

次の文言を3条5項の末尾に加えるべきである。「人権と人間の安全保障を無視して軍事支出を増大させることは、国連憲章と矛盾する。」

IADLは、次の3条6項を新設する必要があると考えている:「武器の発明、企画、製造、大量生産を発展途上国に外注することを禁止する。武器産業を通じての発展は、平和への人権とは両立しない。」

4条

4条3項は、(好戦的な情報を受け取らない権利だけでなく)情報の伝達も含むべきである。情報への権利は、受動的な面と能動的な面の二つの側面から見るべきである。米州人権裁判所が、ジャーナリスト協会への国民の強制加入の合法性に関する勧告的意見の中で、指摘したように、情報への権利は情報を受け取る権利だけでなく、情報を頒布する権利も含まれている。両者はともに、同じコミュニケーションのプロセスの二つの面として相互依存的である。

5条

5条は、「軍隊その他の安全保障組織のメンバーは、国際法と平和への権利に明らかに反する命令に従わない権利を有する。」という文言を、最初の段落に移し、次の語句を5条の末尾に加えるべきである:「良心的兵役拒否を選択した者に対して、いかなる制裁、調査、手続も課してはならない。」

6条

IADLはこの条項の存在と文言に強く反対し、本宣言から完全に削除することを要求する。IADLは、傭兵に関する条約に基づく広い、忠実な解釈によると「民間の請負人」とは傭兵のことであると理解す

る。「請負人」は、民間の軍人であり、この概念は本質的にも実体としても、国際法と両立しない。

IADLは、かくも多くの誤った方法においてかくも長く、平和と国際関係の安定を蝕んできた活動を合法化するために、「平和への権利」宣言を利用することは、極めて危険なことであると考え。

「民間軍事会社や請負人」という専門用語を使って傭兵の合法化を図ることはこの宣言には適さない。

これはIADLの見解であるが、なすべきことは傭兵の条約に追加議定書を創設することを要求することである。その射程を広げ、民間軍事会社や請負人を国際法の下で禁止された団体として含ませるべきである。

IADLは、古くからある悪しきものに新しい名前をつけることに強く反対し、「民間軍事会社」と「請負人」という言葉を使うことを拒否する。なぜならそれらは、実体からして「傭兵」と呼ぶべきものであるからである。

IADLは、本宣言からこの条項の削除を要求する。

9条

9条1項に次の文言を追加することを求める。「この目的を達成するため、文化的又は環境的に保護された地域において、戦争を遂行することを禁止する」

草案第3条(軍縮)に関する作業部会におけるアメリカの口頭発言

2013年2月19日(平和への権利作業部会2日目)

録音・翻訳 笹本潤、武藤達夫(関東学院大学)

3条よりも少しはみ出ますが、3条のここで発言させていただきます。諮問委員会の宣言草案の、軍縮、平和維持活動、武力の行使と大量破壊兵器の条項に含まれる一般の見解を述べたいと思います。3条は、これらの意見を述べるのに適した場所ですが、意見はもっと広範に及びます。詳しく説明するだけでなく、これらの問題が人権理事会の議論に適していないこと、さらに宣言草案が多くの点で間違っていることを述べます。

最初に、軍縮と大量破壊兵器の拡散に関して、合衆国は極めて真剣にこの問題に取り組んできました。私たちは、この数十年、兵器の大量生産と拡散に対して絶えず反対してきました。いくつかの武器削減条約を交渉、署名し、これらの兵器を世界中いかなる国にも広げないように、厳しい保障条項に力を注ぎました。従って、私たちはこのような兵器が国際的な平和と安全保障に対して脅威を与えていること、合衆国がこの問題に取り組むべきことが適切であると理解しています。しかし、宣言草案の前のテーマで述べたように、人権理事会は軍縮の議論にとってふさわしい場ではありません。

これは、私の発言の前に同僚が指摘した点と似ています。軍縮の問題を扱っている国連または国連傘下の機関や事務所は少なくとも6つあります。ジュネーブには軍縮会議があり、ウィーンにはIAEAがあり、ニューヨークには総会第一委員会、国連軍縮委員会、軍縮問題国連事務所、そしてもちろん安全保障理事会があります。そして、包括的な解決をめざす化学兵器に対処する化学兵器の禁止のための組織もあります。これらのすべての組織、事務所は、これらの兵器の製造、拡散、使用を、コントロールする任務があります。たとえば、軍縮会議は、軍縮条約を交渉する唯一の多国間機関です。その上、宣言草案は、軍縮作業に口を出すことにとどまる様子はなく、軍縮のための新たな国際的フォーラムを作り出す可能性まで考えているように見えます。たとえば、3条2項では、軍縮の包括的かつ効果的監視にさえ言及されています。このようなアプローチは、この問題を混乱させ、効果的な2国間のアプローチを通して発展させていく努力の力を削ぐことになり、より危険です。

加えて、宣言草案は、国家に対して、武器貿易に対する厳しい透明性のある規制や違法な武器貿易の規制に積極的に取り組むべきことを求めています。すべてのみなさんが知っており、何人かの方がこの部屋で発言されたように、現在通常兵器の国際的取引に対す高度な共通の規制を定めるために激しい議論がされています。これらの議論は、この人権理事会が、誤った定義の新しい人権を勝手に創設する議論をすることにより、混乱させられないように進行されなければなりません。

私たちは、大量兵器の脅威のない世界の展望を完全に支持しますが、強力で効果的な武器貿易条約の交渉を求めています。多くの他の機関はこれに取り組んでおり、その目的に集中した国際的努力をリードし続けるべきです。

さらに、宣言草案は、市民の権利を保護する平和維持活動の問題を取り上げることが提案しています。これは2条の問題だと思います。そして平和維持メンバー全体は、彼らが犯したいかなる人権侵害に対して責任を負っています。これらは現在審議中の問題であり、国連の平和維持部で継続的に取り組まれており、平和維持任務を命じる安全保障理事会によっても取り組まれています。これを人権理事会がとりくむことは、ニューヨークでなされている仕事と重複することになり適切ではありません。実際、この作業部会は、国家や安全保障理事会に対して、平和維持活動の任務について、2条4項に書かれているように、何を取り込むか否かについて勝手に命じることはできないはずです。

この問題に加えて、多くの問題は、他の場所で適切に対処されています。この宣言草案は、多くのテーマについて不正確です。環境に損害を与える兵器の使用、特に大量破壊兵器と放射能兵器は、国際人道法に反します。しかし、これは国際法に関する正確な見解ではありません。このような兵器を使用する危険を最小化すること、廃止するための場として多くの条約があり、環境に対する不必要な損害を最小化すべき措置が取られるべきことを、私たちは承知しています。

同様に、草案の1条は、国連憲章を言い換えています、不正確な方法で言い換えています。そして、昨日と今日多くの国が言ったように、国連憲章51条が認め、国家に固有の自衛権として反映されている、武力が合法的に行使される時の状況があることを認めていません。

この問題の最後に、宣言草案は「すべての人民は軍縮から解放された資源を、経済的、社会的、文化的な権利に配分される権利がある」としています。これは、人権が国家によってではなく、個人によって保持され行使されるという事実と一貫していないように見えます。これらは人権です。

長い発言で申し訳ありませんが、多くの問題を投げかけたかったし、役に立つことを望んでいます。

「平和への権利」英文500ページの本の紹介

塩川 頼男

最初英文約750ページ1万円、2012年9月発行ということで、予約を取り始めました。

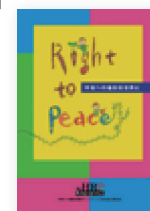
当初は自信がなかったのですが、現在までに24冊の予約をいただき、ご協力に感謝しております。

2012年10月30日にダビッド・フェルナンデス・ブヤナさんから編集が大変だというメールとともに332ページ原稿が送られてきて、11月26～27日の政府間非公式協議のモントルーの会議に間に合わせる予定であることを知らせてきました。そのときは約500ページになるとのことでした。しかしその会議にも間に合いませんでした。送られてきた332ページ原稿を読みると、この3年間の活動の豊富さと編集の大変さがよく分かりました。それで内容を少し紹介しながら、発行が遅れているお詫びと、手にしてから活用計画を書いてみたいと思います。

書名は「平和への人権の国際監視」となっています。第1部はサンティアゴ会議に焦点が当てられています。第2部は国連での公的法典化の活動です。付録には東京宣言を含む10の世界各地の宣言が収録されています。

私事、2012年7月28日に79歳の誕生日を経過し、9月4日にはジュネーブへ出発する予定になっていましたが、9月2日に意識を失い緊急入院しました。長年の高血圧からくる腎不全で、以後食事療法と通院の自宅中心の生活になりました。そこで予約してくださった方の要望に応じて、「平和への人権の国際監視」の翻訳と読者ニュースの発行をやろうと準備しています。日本国憲法前文の「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」ことを実践する活動と位置付けています。

(※平和への権利英文500ページの本は、5月末には発行される予定です。ご予約、お申し込みは国際法律家協会まで。)



日本語パンフレット「平和への権利を世界に」ができました

「平和への権利」をなるべくわかりやすく解説した34ページのパンフレットが完成しました。1冊200円です。かわいいイラスト入り。
ご注文は国際法律家協会まで(FAX03-3225-1025)
(※10冊以上ご注文の方は1冊150円で卸します)

2013年 旅のご案内

ジュネーブ

人権委員会参加とスイスの大自然

6月2日(日)～6月10日(日) 9日間 予定

★「平和への権利」分科会に参加

★スイスを訪れ大自然を満喫

ベトナム「平和の鐘」

9月 10月 予定

★平和の願いが込められた「平和の鐘」

平和と自然保護の取組みを学ぶ

コスタリカ 平和と交流の旅

10月初旬 予定

★「平和憲法」を持つコスタリカの国会、最高裁判所を訪問

★自然保護に取組むコスタリカの国立公園を見学

★現地の方と交流し、現在のコスタリカの現状について交流

お問い合わせ・お申込先:(株)富士国際旅行社
〒160-0022 東京都新宿区新宿2丁目11-7 宮庭ビル
TEL 03-3357-3377 FAX 03-3357-3317
担当:遠藤／西須

IADLの動向と課題

青山学院大学／IADL事務局長 新倉 修

IADLは、アラブの春に示される北アフリカ、中近東の新しい動きに対応しながら、平和と人権をめぐる人民の運動を支援する立場から、多面的な活動を展開している。それは、マニラでの第5回アジア太平洋法律家会議(COLAP5)の基調講演で、ロメオ・カプロン弁護士が取りあげた「人民の法律支援活動(people's lawyering)」とも言うべき法律家活動(lawyering)にしっかり結びつく法律家の国際連帯を含むものである。その流れで整理してみると、リビアで「人民蜂起」が起こったときでも、アメリカを含むNATOが、カダフィー政府が支配している領域にある民間施設や文民などの非戦闘員に対しても区別することなく、空爆などを敢行することに反対し、その違法行為を国際法上正当化しようとする理屈として用いられた「保護する責任(Responsibility to Protect, R2P)」が国連憲章2条4項(武力行使・威嚇の禁止)に反することを明らかにしたことをはじめとし、チュニジアで開かれたアラブ法律家連合の執行部会議への参加、ガザにあるパレスチナ人権センターとの共催でのシンポジウムやガザでのIADL執行部会議の開催と声明の発表と連続し、さらには、シリアの「内乱」に対する停戦の呼びかけと連なるものである(声明文はIADLのホームページに掲載中、日本語訳はJALISAのホームページ掲載予定)。ちなみに、ニューヨークタイムズなどに掲載された論説によると、アサド政権の打倒を目指す反政府武装勢力に参加する戦闘員(兵士)たちは、はっきりとした政権構想を持たず、西欧流の民主政権をめざすのか、それともイスラム原理主義に立った政権をめざすのかについて、明確ではなく、カラシニコフ銃を抱いて「これがボクの人生だ」と言うばかりである。

また、オバマ政権が新CIA長官に指名したブレナンについて、CIAなどの対テロ戦争の問題が取りざたされている。ブレナンは、無人誘導機(drones)による攻撃作戦を立案・実行した人物であるとして、非戦闘地域でアメリカ国籍を持つアルカイダの指導者と言われている人物を、無人誘導機を使って、殺害したことなど、ジュネーブ条約に違反する作戦の責任を追及するため、上院の指名審査に注目が集まった。これに先立って、IADLは、マジョリー・コーン教授の意見書によりながら、無人誘導機による非戦闘員の殺害および無差別的な攻撃について、批判声明を発表した。

さらに、笹本氏の別稿が用意されているが、平和への権利をめぐる国連人権理事会作業部会の攻防も、緊迫した状況を迎えており、平和への権利を人権として定着させる大きな運動が求められており、IADLは多くのNGOと歩調をともにしつつ、民主的な法律家の団体として、とりわけ「保護する責任」論の危険性に対して強く警鐘を鳴らしている。

また、COLAP5前に結成されたフィリピンの全国人民法律家連合(NUPL, National Union of Peoples' Lawyers)に参集する法律家も、IADLに参加し、人権活動家や弁護士・裁判官などに対するテロ活動が政府黙認の「略式処刑」ではないかという問題に積極的にかかわってきた。その意味で命の危険と闘いながら、フィリピンの法律家は、健康・環境・教育の向上のために多様な課題に取り組み、さらにミгранテ・インターナショナルなどのNGOと連携して、先進国の政府代表が参加する国際組織「移民と開発に関する世界フォーラム(Global Forum on Migration and Development, GFMD)」に対して、貧困と格差を再生産している世界構造をつくり出しているとして、その解体をめざす意思を、昨年10月に、国際民衆法廷の形で、表明した。私は、裁判長として関与したが、ここでは、フィリピンの移民労働者や移住経験者だけではなく、グアテマラやメキシコなど中南米からも多数の関係者が参加して、働く者・働かされている者・余剰労働力としてリザーブされている者の側に立ち、情報を共有し、労働権・生存権の国際的な保障のために連帯することを誓い合った。日本国内においても、非正規労働の問題が指摘されており、ネオ自由主義経済政策が生存権の保障という憲法の枠組みを空洞化し、ILO条約などの国際的規制を無力化して、過労死・過酷労働を引き起こし、若年失業や未就労者を生み出し、国際通貨為替取引や金融商品取引でのマネーゲーム現象を作り出している。このような状況であるからこ

そ、新しい民主的な経済秩序を形成する方向を打ち出す必要は高い。

IADLは、2011年2月にセネガルのダカールでの世界社会フォーラムに参加して、サミル・アミン教授の主催する分科会で、ロラン・ヴェイユ第一副会長が、新国際経済秩序の提言があった80年代を振り返りつつ、ヨーロッパの通貨危機やアメリカの財政の断崖(financial cliff)、かつてのアジア通貨危機などを経て、発展途上国の人民と連帯して、国際的な法律家の連帯が何を必要としているのかを明確にすべきだと発言した。この問題意識を受けて、今年5月下旬にパリで「新しい民主的な国際経済秩序に関する世界会議」が開催され、さらに来年4月に、ブリュッセルで第18回IADL大会を開催して、経済的な自立と生存権保障の国際的な運動を構築する可能性を探ることになっている。経済的な問題と接続して、統治の正統性が問われている世界の状況である。日本では、さらにこれに加えて、憲法の正統性が問われており、改憲への動きが、領土問題や在外邦人・在外邦人企業の保護と連なって、熱い政治課題とされ、他方、一票の価値を問うという形での民主主義の復興をめざす動きが生まれて、これらとも切り結んでいる状況がある。

詳細は、JALISAのホームページで告知するが、国際活動への参加を広く呼びかけたい。

給費制廃止問題～「日本の司法界」を超えて

弁護士 野口 景子

1 給費制問題とは

2011年11月、新65期司法修習生は「貸与制」の下で司法修習を開始した。

現在の制度では、法曹志願者は、原則として法科大学院を卒業した後、新司法試験を受験し、これに合格すると最高裁判所に任用されて司法修習生として1年間の研修(司法修習)を行う。研修の最後に二回試験と呼ばれる最後の国家試験(研修の卒業認定試験に近い)に合格すれば、ようやく弁護士登録や裁判官・検察官任官が可能となる。

この法曹養成制度は、一連の司法制度改革の中で様々な変遷を遂げたが、新65期司法修習生は、これまで修習中に給付されていた「給費制」が廃止され、希望者には国が金銭を貸し付ける「貸与制」に移行した最初の世代として語られている。

修習期間中は、平日午前9時から午後5時まで時間的拘束を受け、裁判所や検察庁、弁護士事務所などで研修を積む。アルバイトなどの兼業は一切禁止され、生活を得る糧は失われる。また、最高裁が指定する地域へ配属されることや、政治活動が禁止されるのは裁判官や検察官といった国会公務員と変わらない。従来は、司法修習生に対して、大卒の国家公務員の初任給程度の給費が支払われていたが、新65期からはこれがなくなったのだ。約2000人の新65期のうち約87%が貸与を申請し、1年間の借入額は約300万円に及ぶ。法科大学院での奨学金の額も含めて1000万円の負債を負う者も珍しくない。他方、貸与を申請しない者も、結局親族に借りるか、貯金を切り崩すことになる。

「修習に必要な本を買えない」、「節約しなければと食費や病院代を削り体調を崩した」という報告は数多く寄せられ、新65期個人の被害の重大さと共に、このままでは三権の一角である司法を担う人材を確保し育成することができないという問題点が指摘されている。

2 貸与制の問題点とは～人材育成という観点から～

貸与制の問題は、人権の砦としての司法の意義、国家権力に対抗してでも市民の権利を守ることを憲法上

期待されている弁護士の公益性など、多くの観点から語ることができるが、ここでは、人材育成への公的資金投入という観点から指摘したい。

ご存じのとおり、日本は先進国の中でも高等教育において個人が負担する経済的負担が大きいことが知られている。学費は高い上に、奨学金は給付よりもローンが主流である。また、初等教育における30人学級は、現場の切実な声にも関わらず、「予算上の都合」で拡大が阻害されている。

基礎学力を身につけさせるにも、いじめなどに対応するにも人手が不足しているという小中学校の現場の悲鳴や、経済的負担から理系よりも文系へ進学し、あるいは進学そのものをあきらめるという事態は、珍しいことでもなくなってしまっている。

社会全体で人を育て、自律した個人が力を社会へフィードバックするという意識は、今の日本の教育システムには欠けていると言わざるをえない。

同じ問題点は、現行の貸与制にも当てはまる。実務家となるには修習で研鑽を積むことは必須で、他方で、修習生は学生以上に時間的拘束が長く、禁止するまでもなく兼業が事実上困難であるのに、何らの手当もない。そんな制度では、法曹を目指すのは経済的条件がそろった者に限定されていく。時にはお金にならない事件も全力で取り組む、そんな志高い逸材を、法曹界は失い始めており、やがては法的なサービスを必要とする社会のニーズに応える者の減少を招く。

貸与制は、社会に羽ばたく人材を社会が責任を持って育成するという観点からも、改めて検討をされるべきである。

3. 給費制問題の展開～「司法」や「日本」という枠を超える～

2012年12月に修習を終え、弁護士等として社会に飛び出したばかりの元・新65期修習生が原告となり、現在、給費制廃止違憲訴訟が準備されている。私はこの訴訟の原告の一人であり、弁護団の事務局メンバーでもある。

貸与制により受けた被害の回復はもちろんだが、同級生たちが経済的負担を理由に次々に法曹への道をあきらめていく中で何とか修習まで終えた当事者たちが、自分にできることは何かと考え決意した結果が訴訟という形で示されようとしている。「どうして給費が必要なのか」という市民からの問いかけに一つ一つ答え、他の運動体とも連携しながら進められていくことになるだろう。

ただ、私個人としては、給費制問題を一国の法曹界の問題としてのみ語ることは不十分だと考えている。

給費制問題は人材育成という視点以外にも、労働者保護、公務員及びそれに準ずる者に対する政治活動の制限など、日本が抱える根深い問題と奥底で繋がる。

さらに、それらの視点を持ち込むためには、予算という名の小さなパイを分け合うような昨今の日本にありがちな意見対立では対応できない。人材育成を社会全体がサポートする国、労働者の生活を賃金面だけではなく社会保障政策からも支える国、裁判官さえ政治的集会に参加する国、そうした諸外国を見て、国内の現状を客観的に分析する姿勢も求められる。裁判所が行政や国会に支配され、在野法曹たるべき弁護士が国家と癒着する国の行く末を反面教師として、明日は我が身と振り返ることもあろう。

世界はとてつもなく広いが、常に身近にある師のように、人や社会のあり方を問い正す。それが、国法協で活動する先輩弁護士とお会いして、私が最初に学んだことだ。給費制の問題に限らず、目の前の現象を多角的に捉え、分析し、建設的な方針を立て、実行できる、弁護士である以前に、そんな一市民でありたいと考えている。

事務局長就任の挨拶

日本国際法律家協会事務局長 宮坂 浩

笹本潤前事務局長の退任に伴い、今年1月に国法協の事務局長に就任しました。

現在、憲法と平和、民主主義を取り巻く状況は、大変厳しいものとなっています。昨年12月に行われた総選挙の結果、衆議院の改憲勢力は3分の2を超え、発足した安倍政権は、憲法改正、自衛隊の国防軍化や集団的自衛権行使の容認を掲げ、今年夏に予定されている参議院選挙でも改憲に必要な3分の2の議席を獲得しようと動いています。

また、北東アジアでは、昨年は、竹島をめぐる日韓の対立、尖閣諸島をめぐる日中の対立、北朝鮮の弾道ミサイル発射など緊張が続きましたが、今年になってからも北朝鮮の核実験の予告、中国海軍のフリゲート艦による護衛艦等への火器管制レーダーの照射問題など、さらに緊張を高める事態が続き、こうした事態に対応するためと称して、日米同盟の強化、集団的自衛権の容認、国防軍化など改憲を促進する声が強まっています。

国法協は、これまでグローバル9条キャンペーンに取組み、5年前の「9条世界会議」を成功させ、最近では国連人権理事会の平和への権利の国連総会での採択へ向けての取組みを続けてきていますが、国内での改憲勢力の動きを抑えるためにも、国内での改憲反対の世論を高めると同時に、憲法9条の価値を世界に訴え、国際世論からも改憲勢力を包囲することが重要になってきています。

国法協としては、今後とも平和への権利の取組みを継続するとともに、10月に予定されている「9条世界会議 IN 関西」への取組み、海外の法律家やNGOとの交流を通じて憲法9条の普遍的な価値を訴える活動など、改憲阻止の闘いの中で国法協であればこそできる活動に取組んでゆきたいと思います。

また、フィリピンからのインターンシップの受け入れとKAFINとの交流を通じての移民問題への取組み、修習生企画の取組み、2014年4月のIADL大会に向けての準備など、取組むべき多くの課題がありますが、こうした活動を支えるための財政の問題の解決も重要となっています。

不慣れなことや能力不足で会員の皆さんには迷惑をかけることが多々あるかと思いますが、これからの国法協の活動のために、是非会員の皆さんのご協力をお願いしたいと思います。

カンパのお礼

日本国際法律家協会 会長 大熊 政一

昨年末よりお願いしていた年末カンパは、2013年3月1日現在で、

合計28名の方々より、合計26万7,000円

が集まっております。当協会の財政は会費や個人賛助費・事務所賛助費といった固定収入ではまかないきれず、どうしても夏・冬のカンパに頼らざるを得ません。ご多用中のところ皆様からカンパへのご協力をいただいたことに熱く御礼申し上げます。

協会が現在重点的に取り組んでいる平和への権利キャンペーン、フィリピンよりのインターンシップ受け入れ、原発と人権ネットワーク、COLAPVIの準備などの活動をますます充実させ、皆様からのご期待に応えていきたいと考えております。

JALISA活動日誌

2012年

11月		
7(水)～11(日)		フィリピン米軍基地撤去20周年記念集会ツアー
26(月), 27(火)		平和への権利・政府間非公式協議(モントルー)笹本参加
28(水), 29(木)		フィリピン移民労働民衆法廷(マニラ)新倉参加
12月	8(土)	日本国際法律家協会・第35回定期総会(青山学院大学)
	9(日)	第2回KAFINとのランチミーティング(川口)

2013年

1月	11(金)	日本国際法律家協会・第1回理事会
2月	14(木)	日本国際法律家協会・第2回理事会
	18(月)～	平和への権利・作業部会第1会期(ジュネーブ)

今後の予定

3月	4(月)	日本国際法律家協会・第3回理事会
	26(火), 27(水)	ワールドソーシャルフォーラムWSF(チュニジア・チュニス)
4月	8(月)	日本国際法律家協会・第4回理事会
5月		韓国民弁との交流
	27(月), 28(火)	平和への権利・国際シンポジウム(関西学院大学)
9月か10月		民主的な新国際経済秩序に関するIADL国際会議(パリ)
10月	14(月)	9条世界会議in関西
2014年	4月	第18回IADL大会(ブリュッセル)

編集後記

総会後に、新事務局長が就任。機関誌も今回からリニューアルし、事務所も四谷三丁目に引っ越しました。みなさん、遊びに来てください。(高部優子)